下野神社沿革誌卷之五

目次

○河內郡
○上三川町
○本郷村
○瑞穗野村
○平石村
○横川村
○豐郷村
○田原村
○古里村
○絹島村
○明治村
○羽黑村
○篠井村
○豐岡村
○大澤村
○富屋村
○國本村
○城山村
○姿川村
○雀宮村
○吉田村

下野神社沿革誌　卷之五

○藥師寺村
○宇都宮市
○附錄本市神職傳記

○附錄本郡神職傳記

下野神社沿革誌卷五

前大學教授兼陸軍教授從六位内藤耻叟　校閲
高雄神社々掌
栃木縣皇典講究分所商議員風山廣雄　謹編

河内郡

本郡は栃木縣の中央に位し西は上下都賀の兩郡に接し東北芳賀壙谷の二郡に連り東西四里餘南北十里餘に延ひ面積三十七方里に達せり而して郡の中央に宇都宮市行政自治區を含み全郡一町二十村百八十の大字に分ち北方には山嶽連亘して地勢自ら高く南方地一帶低くして平坦なり其山嶽なるものは上都賀壙谷地方高山の餘波なるを以て高からずと雖も羽黒山の如き高さ千五百餘尺ありて此連脈中根を出せる篠井の鑛山あり其他大谷新里の石山あり川流には郡の東界を流るゝものに鬼怒川あり大谷川は北部を横流して鬼怒川に合す郡内大河なく僅に田川釜川の小流あるのみ然れとも灌漑の利便ならさるはなく又本郡には廣漠たる原野ありそは平出原岡本原祇園原荒針原等なりとす

郡内には舊跡古城趾少からす多氣猪倉鞍崎德次郎藥師寺多功横田川中子上三川今泉等あり古戰場には十郎ヶ峰多功猿山等あり

今本郡の歴史に付き其沿革を尋ぬるに其河内郡と云へるは鬼怒川と黑川との間にあるより名つけしと傳へらる這は萬葉集に河内郡云云の文字書き記されあるも遠く千有餘年前に存在しけるも其古昔到處不毛未開の地多く部落散在土民所在少なかりしか當時驛家には田郡三川あり鄉には刑部丈部大續三川酒部財部眞壁輕部池部衣川なと呼へるありり今の宇都宮は池部鄉の一たりけるなり宇都宮は郡内要衝の地を占めたる地にして上代の歴史多くは宇都宮に關せさるはなし宇都宮城は宗圓座主か後冷泉帝の御宇源賴義同義家に隨ひ奥州に下り賊安倍定任同宗任等を追討せる功を以て下野守護職に任せられ宇都宮城を築きたり所謂宇都宮の始めて興り以て幾百年の間宇都宮家の雄を他藩に稱せしは世人の能く知る所たり其后同家滅ひ德川家時代となるや宇都宮は屢其城主を換ひたり而して幕末の爭亂終り明治維新となるや城主戸田忠怒阪圖奉還の擧あり同四年癈藩置縣の令出るや宇都宮縣を置かれ栃木縣と共に下野を二分し支配せしか同六年宇都宮縣を廢し栃木縣に合併せしか同十七年一月栃木縣廳を宇都宮に移し爾來下野全國一市衆地となり以て本郡歴史の光華を添へ行政統治の中心となる然り而して明治廿二年町村自治の施制となり當時郡内幾百の各町宿村分割又は獨立し或は數村合同し以て其地勢を同ふす宇都宮市は始め河内郡に屬し宇都宮町と稱し明治廿二年町村制實施の際河内郡に於ける一自治區として獨立したりき同廿九年四月一日更に河内郡より分離して市制を施行し郡と獨立して一の自治市を布くに至りしものとす

本郡には鄉社六社村社百九十二社及ひ有名の無格社四社ありて其氏子戸數一萬八百餘戸人口八萬四千餘人を有すれ而して神社沿革は左の町村に就て見るへし

上三川町

本町は上三川、上下蒲生、三村、五分一、三本木、坂上の舊七村を合せて上三川村の新村をなせしものなりしか其后に至り村を改めて町となりしものたり地勢平坦にして其幅員東西凡三十二町南北凡一里二十町にして舊上三川は中央に位し上下蒲生は其西北に沿ふて連り坂上三本木三村五分一は南方に在り此間田野大

に開け農業最も旺盛なりとす往時は舊各村共旗下の采地に屬せしか明治維新后第六大區十一小區となり次て第二大區一小區に改まり其后更に二戸長役場の支配となり次て町村制實施に際し各村を合併して今日に至りしものとす

本町には有名の鄕社及ひ村社六社ありて氏子戸數千六百六十二戸を有せり

上三川村大字上三川鎭座

鄕社白鷺神社　祭神日本武命　大巳貴命　豊城入彥命　事代主命　祭日十一月十五日　建物　本社（間口二間奥行二間二尺）高欄濱緣向拜付栃葺　拜殿（間口六間半奥行二間半）前同斷　水屋（東屋造栃葺）社務所（平屋造草葺）　鳥居（石木）二基　唐銅燈籠一基　石燈籠二基　末社十三社　氏子（千四百戸惣代七員）

社司上野喜重（同町大字上蒲生三三番地住）

緣起に曰く、我白鷺神宮者、其創祀最遼遠而、實延曆二年也、抑祭神倭建尊者、坐日代宮、知天下、天皇之御子而、西討熊襲、東平蝦夷、助帝業、撫蒼生、遺德大矣、當時、平松下野守、感靈夢、探建尊駐輦之舊趾、立神祠矣、奉稱白鷺神宮者、蓋建尊崩後、白鳥出挑域、轉栖三所、遂翱翔而、由有昇天之奇瑞歟、或云、坐他田宮、知天下、天皇之御宇、鄕閭大疫、時有神託曰、朕倭建尊也、能祀我前者、疫忽可止焉、國司平松氏、建祠祈之、果有驗、云々嘉祥二年夏、大旱水凋苗萎、時有神託曰、可堀井、可穿川、云々鄕宰、先令穿井、有大石、叵堀、百方工夫擧之者、石下蓄甘水、混々激出、忽成一河、周灌漑良田、穀稔民富、村俗安寧矣、此石面、有日本之二文字、餘雖不詳、爲當宮之古碑、貴重之、云々井名日本井、河名井戸川、今尙存焉、此鄕、東有鬼怒川、西有田川、中央則有井戸川、故名三川鄕、云々承平中、藤原弘惟、天慶中、藤原秀鄕、長保中、平維衡等、相次領當國、各表誠敬於當宮、就中、永承中、源賴義、奥羽追討之刻、殊祈軍功、獻物品云、建長中、宇都宮賴綱男賴業、城上三川、其產土神、宇都宮豊城入彥命、配祀于相殿、改造宮殿、增進社領矣、當領主、復大加壯觀、神威赫奕、遠近仰惠焉、是當宮之由來也、雖然、中世兵亂相亞、宮記散逸、使後人苦知本傳、故徵古史家牒、以錄之、欲備永久云爾、建長七乙卯年正月、神宮司、蒲生稻置政友謹錄、

本社は人皇百十三代東山天皇の御宇寶永四年二月廿八日を以て宣旨正一位を授けられ明治五年四月十五日鄕社に列せらる同十五年本殿を修理す社域一千八百廿五坪社宇宏壯善美を盡し燦然として目を奪ふ境內廣寬高燥の地に在り四周に壕を繞らし石の神橋を涉れは千年の老杉古檜蔚々蒼々として社殿を繚繞し瀟洒

神寂て古雅に富み人をして覺えず襟を正しくして敬せしむ毎年十一月十五日を以て大祭を行ふ皆遠近より來賽するもの多く爲に町街雜沓を極む

同町大字上蒲生鎭座

村社蒲生神社　祭神大已貴命　豊城入彦命　祭日十一月八日　建物　本社一間四方高欄浪繰錣造　拜殿間口三間半奥行二間　饌殿間口二間奥行九尺　神樂殿間口二間奥行三間　華表石二基　末社十三社　氏子八十四戸戸代三員　社掌同上

創立記に曰く、抑蒲生宮者、纏向宮御宇廿四載、大臣之族、黒榮命、討夷之途、奉靈夢而、建祠於神生丘、敬祀大已貴命、祈請軍勝焉、當時、此鄉南在佐伯、名云淨光、富二、常住于土窟、大掠土俗、久亂風姿、被害大矣、時、黒坂命、凱旋自日高見國而、討平二賊、蓋據神慮奏大棲、故創立神宮云、爾後、其子孫、多受領於東國、則一男、建凝意美、爲石城國中男、蒲黄意美、爲神生稻寸、云々皆所依父命之勳功也、柴垣宮御宇、宮壕之蒲黄、表奇瑞、故宮號改蒲生宮、丘名草蒲生鄉云、此御宇三載、毛野刀禰、賜姓蒲生稻置、云々四載、蒲生毛野刀禰、其祖、天彦根命、天御蔭命、配祀於當宮、毛野刀禰者、黒榮命之後也、豊崎宮御宇、初定神主、祝、神人、皆蒲生稻置之後也、光仁御宇、大仲將軍、桓武御宇、田村將軍、討夷之途、詣于當宮、致誠敬而祈軍功云、御深草御宇、宇都宮賴業、城築于當鄉、號上三川氏、殊崇敬當宮、獻供五貫文之地、爲祀田、今稱御宮田、及、御供田者是矣、爾來、國司、郡領、致誠敬拜、神威赫々乎、當宮創立之所由如斯、敢錄舊說、爲緣起訖、文永元甲子歲春、神宮司蒲生稻置正名欽記、

本社は本大字東端に鎭し社域一千百二坪周圍に深濠を繞らし馬場百八十餘間に石橋を架し華表二門を過き境內に到れは老樹蔚然四方に繁茂して中空に聳ひ亦四濠には蒲の茂生あり其中央に社殿宏壯として莊嚴を極め本社に繞らすに十六間の瑞籬を以てす東田甫を望み遙に上三川の鄉社と相對し北は一帶深林に接し西南田野を扣ひ平坦の地と雖も風色頗る深邃なり社寶には備前友成の作長刀一口氏子猪瀨德一郎の奉納其他古鏡二面を藏す

同町大字坂上字大門口鎭座

村社星宮神社　祭神磐裂命　根裂命　建物　本社間口一間一尺奥行一間三尺　拜殿間口二間奥行三間　末社四社　氏子八十六戸戸代兼社掌上野喜重　本社創立は寶治三年にして宇都宮城主從五位上掃部介賴綱の男横田上三川の兩城主越中守從五位下四郎左衛門尉賴業の勸

請にて崇敬の社ありしも廢城の後は坂上三王山兩村の鎭守神たり往時別當は同村寶藏院にて代々奉仕し明治維新に際し復飾して勤續す后上野社司の兼務とはなりぬ社域一千四十坪平坦の地に在り境内には古杉老檜蔚然として生ひ茂り幽邃にして雅致あり

同町大字三村鎭座

村社星宮神社　祭神磐裂神　根裂神　建物　本社間口一間奥行一間二尺　拜殿間口二間奥行一間半　末社三社　氏子十八戸惣代一員　社掌

本社勸請年月詳ならず社域六百七十七坪平坦の地に在り

同町大字下蒲生鎭座

村社蒲生神社　祭神大國主命　事代主命　豐城入彦命　建物　本社間口一間奥行七尺　拜殿間口三間奥行二間　末社三社　氏子三十五戸惣代一員　兼社掌上野喜重（郷社白鷺神社々司）

本社創立年月遼遠にして詳ならず社域五百三坪平坦にして清洒たり

同町大字五分一鎭座

村社星宮神社　祭神磐裂命　根裂命　建物　本社間口三尺奥行五尺　拜殿間口二間奥行一間半　末社四社　氏子十九戸惣代一員　兼社掌上野喜重　本社創立年月詳ならず社域四百二十二坪を有す

同町大字三本木鎭座

村社稻荷神社　祭神保食神　建物　本社間口三尺奥行四尺　拜殿間口一間半奥行三間半　末社二社　氏子二十戸惣代一員　兼社掌上野喜重　本社勸請年月詳ならず社域六百五十四坪平坦の地に在り境内には松杉森然として繁茂し神寂ひて雅致あり

本郷村

本村は上郷、東西蓼沼、東西汙、上文狹、西木代、磯岡の舊八村を合せて一新村を爲すに至れり地勢概ね平坦にして東方一帶鬼怒川を控ひ西は田川に接せり其幅員東西一里十餘町南北凡二里許に亘れり

舊各村歷史上の沿革を尋ぬるに往時は均しく宇都宮藩及ひ旗下の采地に屬せしも明治維新后第二大區一小區の內に含まれ次て十八年一戶長役場の所轄となり町村施制に及ひ合併して町村自治の基礎を開きしものなり

本村には村社八社ありて其氏子戶數五百餘戶人口四千二百餘人を有せり

本鄉村大字西汙字室神鎭座

村社高龗神社　祭神高龗神　建物　本社間口四尺二寸奥行四尺二寸栃葺　拝殿間口二間奥行二間　幣殿杉皮葺
華表一基　末社四社　氏子五十戸惣代員　社掌野澤寶敎同村同大字住　本社創立年月詳ならず社域
五百九十九坪あり往時は野澤家別當職にて明治維新の際復飾し神職となり奉仕
す境内には老杉古槍空に聳ひ風致愛すへし

同村大字西蓼沼鎭座

村社日吉神社　祭神大山祇命　建物　本社間口一間半奥行一間半　拝殿間口三間奥行二間　末社二社　氏子
三十三戸惣代員　社掌　本社創立詳ならす社域四百十九坪あり

同村大字磯岡鎭座

村社高龗神社　祭神高龗神　建物　本社間口五尺奥行一間二尺　雨覆一棟　末社二社　社掌
本社創立詳ならす社域百四十九坪ありて氏子戸數十六戸なり

同村大字西木代鎭座

村社高龗神社　祭神高龗神　建物　本社間口五尺奥行六尺　拝殿間口三間奥行一間四尺　末社六社　氏子
二十四戸惣代員　社掌　本社創建年月詳にせす社域八百十四坪あり

同村大字上文狹鎭座

村社稻荷神社　祭神稻倉魂命　建物　本社間口一間二尺奥行二間　末社七社　氏子二十二戸惣代員　社掌
本社創建年月詳ならす社域二百七十七坪を有す

同村大字上郷鎭座

村社上郷神社　祭神不詳　建物　本社一間四方　拝殿間口三間奥行二間　末社七社　氏子百八十三戸惣代員
社掌森野幸作同村同大字住　本社勸請不詳社域一千百四十六坪を有せり

同村大字東汙鎭座

村社高龗神社　祭神高龗神　建物　本社間口一間奥行一間二尺　拝殿間口四間奥行二間　末社四社　氏子
七十四戸惣代員　社掌　本社創立年月詳ならす社域一千五百八坪字祭田に在り

同村大字東蓼沼鎭座

村社星宮神社　祭神磐裂命　根裂命　建物　本社間口七尺奥行八尺　拝殿間口三間奥行二間　末社四社
氏子七十五戸惣代員　社掌　本社は字九反田に在りて社域七百七十八坪を有す

瑞穗野村

本村に村社七社あるは町村制實施に依り舊七村を合せたるものにて其村名を列

舉すれは上下桑島、東西刑部、東木代、桑島新田及ひ平塚なり
古來沿革を尋ぬるに平塚は代官領にして他は悉く宇都宮領にあり維新后宇都宮縣第二大區二小區となり明治十八年一戸長役場の支配となり同廿二年合併して瑞穗野村の一自治區をなす村民の風俗淳良にして農事に勉め以て瑞穗野の名に背かすと云ふへき乎

瑞穗野村大字西刑部鎭座

村社高籠神社　祭神高籠神　建物　本社間口三間奥行四尺　拜殿間口二間奥行二間　末社三社　華表一基　氏子八十六戸惣代一員　社掌荒川大定同村同大字住

本社は本大字の鎭守神にして字萬所内の清地に在り社域八百六十七坪あり

瑞穗野村大字西刑部鎭座

村社高籠神社　祭神高籠神　建物　本社間口一間一尺奥行五尺　拜殿間口三間奥行二間　末社六社　氏子四十三戸惣代一員　社掌荒川大定同村大字同住

本社勅請詳ならす社域百二十三坪を有す

同村大字上桑島鎭座

村社高籠神社　祭神高籠神　建物　本社間口五尺奥行九尺　末社二社　氏子百十六戸惣代一員　社掌

本社創立年月詳ならすと雖も往古より鎭守神と崇敬す社域五百四十二坪平坦の地に在り

同村大字桑島新田鎭座

村社宇賀神社　祭神稻倉魂命　建物　本社間口一尺二寸奥行一尺九寸　拜殿間口三間奥行二間　華表一基　氏子二十四戸惣代一員　社掌

本社創立は安政三年にして本地開墾主任宇都宮町菊地長四郎の勸請なり其當時領主戸田氏の許しを得て字神の森に鎭祭す社域四百八坪清洒の地に在り

同村大字下桑島鎭座

村社高籠神社　祭神高籠神　建物　本社間口二尺五寸奥行三尺　末社二社　氏子十七戸惣代一員　社掌

本社は字池尻に在りて社域四百六十坪を有す

同村大字東木代鎭座

村社愛宕神社　祭神加具津智命　建物　本社間口二尺奥行二尺　氏子五十戸惣代一員　社掌

本社創立年月不詳社域六十七坪平坦の地に在り

同村大字平塚鎭座

村社瀧尾神社　祭神田心姫命　建物　本社間口二間奥行三間　末社三社　氏子十一戸惣代員　社掌

本社創建年月詳ならす社域四百九十九坪清洒の地に在り

同村大字東刑部鎭座

村社高羅神社　祭神高羅神　建物　本社間口三尺五寸奥行三尺　末社二社　氏子八十四戸惣代員　社掌

本社は字東宮に在りて社域三百十九坪平坦の地に在り

平石村

本村は石井、上下平出、柳田、小原新田、峰及ひ上越戸新田の舊七村を合せて一の自治區となす其地勢平坦にして地味又可なり風俗朴直にして勤勉の風あり村民概ね農耕を業とし又鬼怒川沿岸の地方は漁業及ひ舟乘業を營むもの少からず

往時は舊各村とも宇都宮藩の領地にして同一の支配を受けしか維新后宇都宮縣の管轄となり第二大區二小區及ひ三小區に分れ次て栃木縣支配となり或は合し或は分離し明治十八年に至り二戸長役塲に分屬するに至れり而して町村制實施に當り合併して平石の一村となれり

本村には村社七社ありて其氏子數四百三十餘戸を有せり

平石村大字上平出字上野鎭座

村社平出神社　祭神別雷神　建物　本社間口三間奥行二間　拜殿間口四間奥行二間　末社二社　石華表二基　神樂殿一棟　氏子百二十六戸惣代員　社掌水沼啓三郎渡邊厩造　同村同大字住　本社創立年月遼遠にして詳ならす往古は雷電宮と稱し衆庶崇敬の社にして今に毎月廿三日には詣するもの多く社傍に清泉あり神水と云ふ水清く澄みて如何なる旱魃にも涸ことなし社域八百九坪高燥の地に在り石磴を躋ること四十一階なり境内には古松老杉及ひ櫻木あり又前の祠掌鈴木重平の献したる石の奇燈籠ありて風韻を添ひ景趣頗る幽邃なり本社は明治維新の際舊號を改めて平出神社と稱し村社に列せらる

同村大字石井字鎭守林鎭座

村社高羅神社　祭神高羅神　建物　本社間口一間一尺奥行四尺　拜殿間口五間半奥行二間半　末社二社　氏子百十七戸惣代員　社掌　本社創建年月詳ならすと雖とも社殿巨壯にして輪奐たり

社域九百三十一坪を有す

同村大字上越戸新田鎭座

村社星宮神社　祭神磐裂命　根裂命　建物　本社間口一尺二寸奥行一尺五寸　華表一基　氏子六戸惣代員

社掌　本社創立年月詳ならず社域二百六十三坪を有す

同村大字峰鎭座

村社鷄峰神社　祭神天日鷲命　建物　本社（間口一間二尺　奥行一間四尺）　鳥居一基　氏子十四戸（總代一員）　社掌

本社は字南高野に在りて社域一千九坪を有す

同村大字柳田鎭座

村社諏訪神社　祭神武御名方命　建物　本社（間口二間　奥行二間半）　末社六社　氏子五十三戸（總代一員）　社掌　本社創立年月詳ならず社域一千百十二坪あり

同村大字下平出鎭座

村社星宮神社　祭神磐裂命　根裂命　建物　本社（間口五尺　奥行一間）　末社二社　氏子七十戸（總代一員）　社掌

本社は字三井寺に在りて社域七百五十四坪平坦の地に在り

横川村

本村は平松、下栗、上横田、東横田、屋板、砂田、江曾島、東川田、猿山新田及ひ臺新田の舊十村を合せて一の自治區となせしものにて其幅員東西一里廿餘町南北凡一里廿町にして地勢頗る平坦にして地味又可なり臺新田江曾島は國道を狹みて本村西方に位し矢板東川田東横田の三村は中央の地を占め田川に臨み他の各村は東方を限りて相連れり平松は眞岡街道上横田屋板東川田砂田は上三川街道にありて頗る交通の便あり

本村往時の沿革に付ては各村皆宇都宮藩領に在り明治維新后宇都宮縣に屬し次て栃木縣に屬し明治十八年に至り三戸長役場の支配となり次て町村制實施に當り十ヶ村を合併して横田川田の頭字を取り今の横川村となる

本村には村社十一社ありて氏子戸數四百十餘戸人口四千餘人あり

横川村大字下栗鎭座

村社大塚神社　祭神大日靈貴命　建物　本社（間口三尺六寸　奥行五尺七寸）　末社三社　華表一基　氏子七十二戸（總代一員）　社掌宇梶竹三郎（同村同大字在）

本社は往古より一村の産土神にして明治五年村社に列せらる社域一千二百十三坪字東大塚に在り境内には古樹亭々として高く聳ひ風色幽靜にして雅致あり

同村大字上横田鎭座

村社大山祇神社　祭神大山祇命　建物　本社（間口一間四尺　奥行一間四尺）　末社一社　華表一基

石燈籠六基　氏子百二十戸總代員　社掌　本社創立年月詳ならす社域六百三十五坪字大房林に在り

同村大字猿山新田鎭座

村社菅原神社　祭神菅原道實朝臣靈　建物　本社間口三尺二寸奥行四尺　末社一社　氏子九戸總代員　社掌　本社創立年月詳ならす社域八百四十坪を有す

同村大字臺新田鎭座

村社菅原神社　祭神菅原道實朝臣命　建物　本社間口一間半奥行二間一尺　拜殿間口二間奥行一間半　末社四社　石燈籠二基　手洗盤一個　氏子四十八戸總代員　社掌　本社勸請不詳社域三百八十一坪平坦の地に在り

同村大字下栗鎭座

村社猿山神社　祭神大日靈貴命　建物　本社間口二尺五寸奥行四尺三寸　末社一社氏子二十一戸總代員　社掌　本社創建年月詳ならす社域一千六十七坪を有す

同村大字屋板鎭座

村社星宮神社　祭神磐裂命　根裂命　建物　本社間口五尺三寸奥行二間　氏子三十三戸總代員　社掌　本社創建年月詳ならす社域三百八十四坪を有す

同村大字東川田鎭座

村社高靇神社　祭社高靇神　建物　本社間口二尺八寸奥行四尺四寸　末社一社　氏子五十三戸總代員　社掌　本社は字神前に在りて社域二百七十七坪を有す

同村大字江曾島鎭座

村社瀧尾神社　祭神田心姫命　建物　本社間口二間奥行二間半　氏子五十九戸總代員　社掌　本社創立年月詳ならす社域九百五十五坪を有す

同村大字平松鎭座

村社平松神社　祭神稻倉魂命　建物　本社間口一間半奥行二間　氏子二十三戸總代員　社掌　本社は字久内に在りて往古は稻荷大明神と稱せしか明治維新の際平松神社と改號し村社に列せらる社域百六十七坪平坦の地に在り

同村大字東横田鎭座

村社湯殿神社　祭神大山祇命　建物　本社間口七尺奥行八尺　拜殿間口二間奥行二間　末社一社　氏子二十五戸總代員　社掌　本社創立年月詳ならず社域百七十一坪平坦の地に在り境内

には華表及ひ石の燈籠ありて風致幽雅なり

同村大字砂田鎭座

村社稻荷神社　祭神稻倉魂命　建物　本社間口一間奥行二間　拜殿間口三間奥行二間　木鳥居一基　盥漱盤一個　氏子十六戸越代員　社掌

本社は正曆元年の建立にして一村の鎭守神たり社域五百八十四坪字上に在りて境内には六社の末社列立せり

豐郷村

本村は上下川俣、大曾、山本、岩曾、今泉新田、竹林、海道新田、關堀、岩本、瓦谷、横山及ひ長岡の舊十三村を合せ一自治區を組織せしものにて其幅員東西凡一里廿五町南北凡一里十九町あり地勢平坦にして田川山田御用の三川其間を貫流し地味豊壤村民多くは農業に從事し各種農產物を出せり又本村には國道縣道及ひ羽黒街道ありて交通極めて便なり本村古來の沿革に付ては往時は宇都宮領に屬し維新后宇都宮縣に屬し後栃木縣に轄し其後數次の變遷を經由し遂に町村制實施に當り合併して一村となれり

本村には村社十三社ありて其氏子四百七十餘戸人口四千二百餘人を有す

豐郷村大字下川俣鎭座

村社高龗神社　祭神淤賀美神　祭日陰曆九月十九日　建物　本社間口四尺奥行四尺　栃葺　覆間口九尺奥行九尺　杉皮葺　拜殿間口二間奥行二間　萱葺　末社四社　石華表一基　石燈籠四基　氏子三十戸越代三員　社掌河内主善同村同大字十九番地住

本社創立は遼遠にして詳ならすと雖も文政七年三月を以て神祇官より幣帛を賜る社域三百坪平地にして四境は洋々たる田圃の中にあり秋の發穗の細波瀲灩として岸を打ちが如く其の風光の美景色の佳宛然海邊にたゝつみ大洋を見るか如し境内には古杉老樹森然として高く聳ひ西に山田川東に御用川を控ひ日夜滾々たる音を聞き頗る清風快爽なるを覺ゆ

同村大字上川俣鎭座

村社高龗神社　祭神高龗神　建物　本社間口四尺奥行五尺　末社一社　氏子二十二戸越代員　兼社掌

同上　本社創立詳ならす社域五百三十五坪を有す

同村大字山本鎭座

村社淺間神社　祭神木花開那姫命　建物　本社間口四尺奥行五尺　氏子十二戸越代員　社掌

本社は宇富士山に在りて往古は富士淺間と稱せしか明治維新の際より淺間神社

と改稱し村社に列せらる社域二百八十八坪を有す

同村大字瓦谷字御宮鎭座

村社平野神社　祭神今木神　古開神　久度神　比賣神　建物　本社（間口五尺 奥行五尺）　拜殿（間口三間 奥行二間）　末社三社　氏子（五十八戸 總代員）　社掌

本社は山城國平野大神を奉遷し創立は慶長二年九月にして篠崎土佐守藤原重勝の勸請なり社域一千三百八十五坪高燥の地に在り

同村大字海道新田鎭座

村社日吉神社　祭神大山咋命　建物　本社（間口二尺五寸 奥行二尺五寸）　末社一社　氏子（三十三戸 總代員）　社掌

本社創立年月詳ならす社域二百七坪を有す

同村大字大曾鎭座

村社星宮神社　祭神磐裂命　根裂命　建物　本社（間口一間半 奥行一間）　末社二社　華表一基　氏子（二十一戸 總代員）　社掌中里倭文（宇都宮市住）

本社創立年月詳ならす社域四百十八坪あり

同村大字横山鎭座

村社星宮神社　祭神磐裂命　根裂命　建物　本社（間口一間半 奥行二間）　拜殿（間口三間 奥行二間）　氏子（二十一戸 總代員）　社掌

本社勸請詳ならす字虎ヶ入に在りて社域六百三十坪を有す

同村大字關堀鎭座

村社高龗神社　祭神高龗神　建物　本社（間口一間 奥行一間二尺）　拜殿（間口二間半 奥行三間）　末社三社　氏子（二十一戸 總代員）　社掌

本社は字下の河原に在りて社域二百八十八坪平坦の地に鎭座す

同村大字岩本鎭座

村社高龗神社　祭神高龗神　建物　本社（間口二尺二寸 奥行一尺八寸）　拜殿（間口二間 奥行一間半）　末社四社　氏子（二十四戸 總代員）　社掌

本社創立年月詳ならす社域三百九十六坪あり

同村大字岩曾鎭座

村社高龗神社　祭神高龗神　建物　本社（間口二尺五寸 奥行二尺）　雨覆一棟　氏子（三十二戸 總代員）　社掌

本社由緒詳ならす社域四百八十一坪あり

同村大字竹林鎭座

村社高龗神社　祭神高龗神　建物　本社（間口四尺 奥行五尺）　拜殿（間口九尺 奥行二間）　末社二社　氏子（五十九戸 總代員）

社掌　本社は字本村に在りて社域二百八坪を有す

同村大字關堀鎭座

村社十二神社　祭神天神七代地神五代の神（日本書紀の神名也）　建物　本社（間口一尺五寸　奥行三尺）　拜殿（間口二間　奥行三尺）　末社三社　氏子（二十一戸　戸數三員）　社掌

本社勸請年月詳ならず社域百六十一坪字西所に在り

同村大字長岡鎭座

村社高龗神社　祭神多加淤神　祭日陰曆九月十九日　建物　本社（間口二尺　奥行二尺五寸）石葺　鳥居一基　氏子（三十二戸　戸數三員）　社掌小堀長十郎

本社勸請年月詳ならず社域百坪清酒の地に在り

田原村

本村は古田、上田原、逆面、立伏、叶谷、相澤新田、室井、下田原、大塚新田の舊九村を合併し一村となせしものにて其幅員東西凡一里南北凡二里に及ひ上田原は稍中央にして現役場の所在地たり地勢西方に小山脈を負ひ稍平坦にして山田御用の兩川其間を貫流し地味風土可にして村民の風俗朴直にして農業に精勵す

本村は羽黒街道に當り其他里道幾線となく開通し爲に交通の便あり

本村には村社十社ありて氏子の戸數三百七十戸人口二千八百九十餘人を有せり

田原村大字相野澤新田鎭座

村社稻荷神社　祭神宇賀魂命　祭日陰曆二月初午日九月十九日　氏子（十戸　戸數三員）　社掌相澤藏人（同村大字同四住地）　建物　本社（間口三尺五寸　奥行三尺）　栃葺　雨覆（間口二間　奥行九尺）　檜皮葺　末社二社　木鳥居一基

社傳に曰く本村開闢の時磯七郎右衛門同太郎右衛門兩氏の勸請せしものなり維新までは相澤院にて奉仕せしか明治元年より同十年まで手塚多門兼務す同十年より今の社掌相澤藏人奉務す社域四百四十三坪にして平坦の地に位し東南西は田野を控へ北は平林に接す境内には杉樹班然なれども幽致愛すへし

同村大字下田原鎭座

村社高龗神社　祭神高龗神　建物　本社（間口三間　奥行二間半）　氏子（八十一戸　戸數一員）　社掌手塚多門（同村同大字住）

本社創立遼遠にして詳ならす社域七百十四坪字神明にあり

同村大字室井鎭座

村社東證神社　祭神健御名命　建物　本社（間口二尺五寸　奥行二尺五寸）　雨覆一棟　末社二社　氏

子九戸總代員　社掌　本社は字氏神に在りて社域四百二十三坪を有す

同村大字室井字上原鎭座

村社稻荷神社　祭神稻倉魂命　建物　本社間口二尺五寸奥行二尺五寸　氏子十五戸總代員　社掌

本社創立年月詳ならす社域五百八十七坪民有第二種にあり

同村大字上田原鎭座

村社鹿島神社　祭神武甕槌命　建物　本社間口一間二尺奥行四尺　末社一社　氏子五十四戸總代員　社掌　本社創立年月詳ならす社域二百三十一坪にあり

同村大字叶谷字大宮鎭座

村社熊野神社　祭神伊弉諾命　建物　本社間口二間奥行二間　拜殿間口四間奥行二間　末社一社　氏子十八戸總代員　社掌　本社創建年月及ひ勸請等詳ならす社域二百七十二坪を有す

同村大字立伏鎭座

村社高竈神社　祭神高竈神　建物　本社間口四尺五寸奥行三尺八寸　拜殿間口五間奥行二間　末社四社　氏子二十八戸總代員　社掌　本社創立年月詳ならす社域百九十六坪あり

同村大字大塚新田鎭座

村社高竈神社　祭神高竈神　建物　本社間口二尺五寸奥行三尺　末社一社　氏子九戸總代員　社掌

本社勸請年月詳ならす社域二百廿八坪を有す

同村大字古田鎭座

村社稻荷神社　祭神稻倉魂命　建物　本社間口五尺奥行五尺　拜殿間口三間奥行二間　末社五社　氏子二十三戸總代員　社掌　本社創建年月詳ならす社域二百七十坪を有す

同村大字逆面鎭座

村社白山神社　祭神菊理姫命　建物　本社間口四尺六寸奥行三尺八寸　拜殿間口五間奥行二間　末社二社　氏子三十七戸總代員　社掌　本社創建年月詳ならす社域百九十五坪あり

古里村

本村は白澤、下ヶ橋、長峰新田、下岡本、中岡本及ひ岡本新田の舊一宿五村を合せて自治團体を組織せしものにて其幅員東西凡一里五町南北凡二里七町あり白澤は縣道に沿ひ殆村内の中央に位し以て自餘の各部落に通すへし地勢西方一帶岡陵を負ふて土地自高く東方一面鬼怒川に瀕し土地稍低下せり中下岡本同新田は

國道の通するあり又壇原地方より下總結城に通する堅街道と唱へるものありて頗る交通往來に便あり

舊各村沿革に付ては往時は宇都宮領にして岡本郷に屬し維新后第二大區三小區の下に統治せられ次て三戸長役場に分轄し更に明治十八年に至り一戸長役場の所轄に歸し後町村制實施に當り合して一村となれり

本村には村社七社ありて氏子四百五十四戸人口三千八百餘人を有し村民專ら農商業に勤勉し風俗敦厚にあり

古里村大字下岡本鎭座

村社日枝神社　祭神大山咋命　建物　本社間口一間奥行一間四尺　拜殿間口四間奥行二間半　饌殿間口二間奥行二間

華表一基　氏子八十二戸總代員　社掌

本社創立年月詳ならす社域四千百十七坪字十六原に在り社殿古雅にして境内の廣大なること郡内屈指の社なり

同村大字白澤鎭座

村社白髭神社　祭神猿田彦命　建物　本社間口一間奥行一間四尺　拜殿間口二間四尺奥行一間五尺　末社一社

華表一基　氏子百十七戸總代員　社掌

本社は字上の臺に在りて社域三百四十六坪清洒の地に在り社殿壯麗にして雅致あり

同村大字岡本新田鎭座

村社零平神社　祭神大物主命　建物　本社間口一間奥行一間　拜殿間口三間奥行二間　氏子三十戸總代員　社掌

本社創立年月詳ならす社域七百三十三坪あり

同村大字下ケ橋鎭座

村社高尾神社　祭神高龗神　建物　本社間口五尺奥行一間一尺　拜殿間口三間奥行二間　華表一基　氏子六十二戸總代員　社掌

本社創建年月詳ならす社域六百二十九坪を有す

同村大字長峰新田鎭座

村社稻荷神社　祭神稻倉魂命　建物　本社間口二尺七寸奥行二尺五寸　拜殿間口五間奥行二間　末社一社　氏子十三戸總代員　社掌

本社は字上原に在りて社域百六十八坪清洒の地に鎭座す

同村大字中岡本鎭座

村社日吉神社　祭神大山咋命　建物　本社間口一間奥行一間半　拜殿間口二間奥行三間　末社三社　氏子三十七戸總代員　社掌

本社創立年月詳ならす社域五百四十七坪を有す

同村大字中岡本鎭座

村社星宮神社　祭神磐裂命　根裂命　建物　本社（間口三尺奥行一間）　拜殿（間口三間奥行二間）　氏子（四十九戸總代員）

社掌　本社は字上山に在りて社域四百八十坪を有す

絹島村

本村は上下小倉、芦沼の舊三村を合せしものにて其幅員東西凡一里南北凡二里あり地勢概して平坦にして東西鬼怒川の間に介在し風土頗る可なり

本村は宇都宮より壇谷郡大宮村に通する道路又德次郎より氏家に通する街道に當り又架橋渡船の設ありて往來交通の便あり

舊各村往時は宇都宮領に屬し維新后第六大區六小區となり后分れて二戸長役場の下に分轄せられ次て町村制實施により再ひ合併して新自治村を組織するに至れり

本村には村社三社ありて氏子四百二十餘戸人口三千四百四十餘人を有せり

絹島村大字上小倉鎭座

村社小室神社　祭神大物主命　建物　本社（間口一間奥行一間）　拜殿（間口三間奥行二間）　末社一社　氏子（七十五戸總代員）　社掌　社傳に曰く文明五年十一月村内疫癘にかゝりて死するもの多し里民協議して大和國三輪大神の神璽を請へて大物主命を祭り給ひしに忽ち疫熄み年大に登れり玆に因りて祠を立て祀りしか濫觴にして此より里民崇敬して産土神となす社域七百四十九坪境内には古樹亭々として高く聳ひ幽致愛すへし

同村大字下小倉鎭座

村社天滿宮　祭神菅原道眞朝臣靈　建物　本社（間口三尺六寸奥行一間）　拜殿（間口二間二尺奥行一間半）　神饌殿（間口一間半奥行二間）　末社三社　氏子（百三十四戸總代員）　社掌手塚内記（同村同大字住）　本社創立年月不詳

社域六十六坪を有す

同村大字芦沼鎭座

村社高靇神社　祭神高靇神　建物　本社（間口四尺五寸奥行一間）　拜殿（間口二間半奥行一間半）　末社四社　氏子（百十七戸總代員）　社掌　本社創立は應仁元年にして社域三百六十坪を有す

羽黑村

本村は今里、宮山田、中里、關白、冬室、松田新田、上田、金田、兎の内、高松の舊十村

を組織し名も高き羽黒山の名を冠して自治の新村となせしものにて其幅員東西凡二里南北凡二里十八町許にして中里は稍中央に位し自餘の部落接壤連結せり地勢西北に山脉を負ひ地自ら高峻なるあり東は西鬼怒川を以て限り山田川は冬室關白の間を經中里の地を貫流し免の内金田の間を流下せり地味概して肥沃村民敦厚勤勉にして農業に從事し傍殖林事業に盡す

本村古來の沿革に付ては往時は各村領主を異にし免の内中里は旗下の采地にして其他は宇都宮藩領たり明治時代に及ひ共に合して第六大區六小區となり其后數度の改正あり明治十八年に至り二戸長役場に分割支配せられしか遂に合して今の一村となれり

本村には有名なる鄕社羽黒山神社及ひ村社十社無格社三社ありて其氏子戸數四百八十餘戸人口三千七百八十餘人を有せり

羽黒村大字今里羽黒山鎭座

鄕社羽黒山神社　祭神宇迦之御魂命　祭日陰暦三月七日十月七日　建物　本社間口七尺奥行七尺　栃葺　幣殿一棟　拜殿間口三間奥行二間　栃葺　假社間口四尺奥行四尺　饌殿間口五間奥行五間　鐘樓間口九尺奥行九尺　石葺元祿十四年九月今里村庄屋笹沼長左衛門正春の奉納

末社二社　古碑一基　石五層塔一基本社舊神官手塚式部少輔盛高の碑にして貞治二年中の建設する所にして本社の艮隅に在り　石唐獅子二頭明治三十一年五月本村安藤平作の奉納なり　木鳥居一基　石燈籠四基　社有財産田あり　氏子五十八戸總代三員　社司笹沼稻太郎同村同大字三十三番地住　社掌土屋鐵衛同村大字同十一番地住

本社は康平年中の創建にして宇迦之御魂命を祭る宇都宮城主奥平大膳太夫光重崇敬の社なり后奥平氏は出羽の山形へ移封せられ年を經て再ひ宇都宮を領せん事を羽黒山の大神へ祈誓し遂に慶安年中宇都宮城主に再封せらる光重其時出羽の羽黒山の御分靈を本社に合祀し爾來奥平家代々崇敬の社にして寶物を献し宏壯の社殿を再築せり此より衆庶の尊敬益々起る本社は今里宮山田舊兩村境界に關るを以て寛政年中葛藤を生せしか里正笹沼長左衛門の盡力に依り后十三年を經て社地を三町餘北方に擴む文政の始め本社拜殿祝融の災に罹り建築半はに至り再ひ野火の爲に悉く燒盡せり氏子再三の改築費に苦しむも奥平氏越前の今治に移封せられしも后の領主戸田家も本社崇敬せし故に兩城主より若干の金員を寄附せられ氏子及ひ信仰者有志の寄附を以て文政十二年四月再建竣功し社殿成り神靈を遷し奉る造營の大工は山本飛驒芳賀郡高根澤村人　彫物大工は神山政五郎星野政安蘇郡富澤村の人　なり本社の境内羽黒山一名河内山と云ふ

は本郡中央に位し結川の西岸に屹立せる山嶺にして直立千四百九十七尺本社へ登る道路四筋あり今里より登るを本道口と云ふて登り十八町なり南方は關白より登る途中七曲の坂路あり西より登るは宮山田口にて北は小室よりす本道口を登り十二町半に嶮岨なる坂あり土俗此處をからつそと唱ひり此より三町半登れは百三十三階の石磴ありて此に登るに鐵綱五十餘間を張りあり（明治廿八年中鹽谷郡氏家町上組中の寄附なり）參詣人の便に供す廣前には男女兩坂とて二道の石磴（男坂三十三階　女坂三十階）あり亦十國平らと云ふあり（四國十ケ國見ゆる所也）立烏帽子石の名石あり東境には鬼怒の長流蜿々として山麓を繞回して宛も白蛇の蟠蜿るか如きを望む近くは四境の諸部落篠井地方の諸山眼下にあり遠くは東に鷲子及ひ常陸の諸山西北には那須嶽鷄足黒髪山庚申及白根山上州の赤城山駿河の扶桑峰をも雲際に望むを得る社域一万四千二百九十八坪あり境内には老杉古樹翁鬱蒼々として（松杉一丈二尺以下五尺周以上三百六十二本　松杉苗木三萬千六百本）蠭立し風光頗る明媚なり

本境眺望無量なるを社掌土屋氏よみて

斯もよき眺め所は千早振かみ代に神や作りをきけ舞

同村大字宮山田字神の山鎭座

村社高龗神社　祭神多加淤加美　祭日陰暦十一月十五日　建物　本社（間口四尺奥行五尺）栃葺

雨覆（間口二間半奥行三間）　石鳥居一基　社有財産　田壹反三畝十八歩　氏子（七十戸）（總代四員）　社掌小林清一郎（同村同大字六八番地住）

本社創建は永正十一年の夏大旱魃にて水田及ひ井水に至るまて悉く干涸して五穀は云ふまてもなく凋枯し蒼生も既に渇死せんとす此時神祇副使伊豫守藤原基定本村水田一隅の丘陵なる清淨の地に神籬居へて高龗神を奉招して祈雨を乞ふこと三晝夜遂に時雨頻りに降り五穀も爲に蘇生するに至る神林伊豫守の勸請なり因に云ふ永正十一年十一月にして神祇副使正七位小の御稜威の著しきを人皆感し同年十一月を以て社殿を創立して其恩賴を報賽せしか后本村の鎭守神と崇敬せり后寛政元年十月本社再建し今の社殿此れなり社域四百八坪官有神地及ひ五十五坪民有社地にて東は水田を隔てゝ羽黒山に對す南は一帶の田圃にして西に山岳聳ひ北は民屋相連る本社は東に向ひ馬場に入れは拾餘間の石磴を登りて石の鳥居あり又五十餘間の石階を登れは本社に到る境内には老杉古檜翁鬱として喬木陰森天日を漏らさず晝尙暗く神寂ひて雅致あり

同村大字中里鎭座

村社白山神社　祭神伊邪那岐命 伊邪那美命　祭日陰暦九月九日　氏子百十五戸 総代三員　社掌中里乙吉 同村大字同十

六間地住　建物　本社 間口六尺五寸 奥行六尺　栃葺　拝殿 間口五間 奥行三間 檜皮葺

社傳に曰く人皇五十三代淳和天皇の御宇天長二年三月の勅請なり其后延喜十二年鎭守府將軍藤原利仁勅命を蒙り當國に下向し高座山の賊藏宗藏安を追討せる時當社に戰勝を祈り各靈境と共に崇敬あり社域二百四十三坪境內高燥の地に位し社殿宏壯石の華表等ありて杉樹竹林圍繞雜生して稍深邃の趣きあり

同村大字松田新田鎭座

村社神明宮　祭神大日靈貴命　櫛御氣野命　建物　本社 間口三尺 奥行三尺　末社二社　氏子八戸 総代一員　社掌

本地は往古伊勢國阿野津の人松田角左衛門なる者今里村笹沼長左衛門に依り延寶二年遂に此地を開拓して松田新田と號す當時本地鎭護の神として伊勢の天照皇大神を勸請せしか濫觴にて往時松田家の氏神と稱せしか天和二年一村の鎭守神と崇敬す社域二百六十五坪民有第二種にあり

同村大字金田鎭座

村社日枝神社　祭神大山咋命　建物　本社 間口一間 奥行一間　末社三社　氏子二十八戸 総代一員　社掌

本社創立年月詳ならす社域百二十坪を有す

同村大字關白鎭座

村社白山神社　祭神菊理姫命　建物　本社 間口二尺 奥行二尺　雨覆一棟　末社二社　氏子十九戸 総代一員　社掌

本社創建年月詳ならす社域二百六十九坪を有す

同村大字冬室鎭座

村社白山神社　祭神菊理比賣命　建物　本社 間口四尺 奥行四尺　華表一基　氏子四十戸 総代一員　社掌

本社創立年月詳ならす社域三百四十六坪にして字梅の內に在り

同村大字兎の內字五料鎭座

村社五料神社　祭神猿田彦命　建物　本社 間口三尺 奥行三尺二寸　末社三社　氏子十八戸 総代一員　社掌

本社創立年月詳ならす社域百五坪を有す

同村大字上田鎭座

村社二荒神社　祭神大己貴命　建物　本社 間口三尺 奥行二尺五寸　末社一社　氏子二十一戸 総代一員　社掌

本社は字上の原に在り社域八百坪高燥の地に在り

同村大字上田鎭座

村社皇大神宮　祭神天照皇大神　豊受姫命　建物　本社間口四尺奥行六尺　末社一社　氏子十四戸越代員　社掌　本社は字東下原に在りて社域四百七十四坪瀟洒の地に在り

同村大字高松鎭座

村社白山神社　祭神菊理姫命　建物　本社間口二間奥行二間　末社二社　氏子四十二戸越代員　社掌　本社創建年月詳ならず社域四百八十坪瀟洒の地に在り

同村大字宮山田鎭座

無格社密嶽神社　祭神稻倉魂命　大巳貴命　少名彦命　祭日陰暦三月七日十月七日　建物本社間口一間奥行一間　栃葺　雨覆間口三間奥行三間　拜殿間口二間奥行二間半　社番詰所一棟　信徒七十戸越代四員　社掌小林清一郎同村同大字住　社有財産郡村宅地貳反五畝歩

本社は元享二年の創建にして羽黒山三社大權現と稱せしか山嶽の頂上に三神を祭祀するを以て后改めて三嶽大權現と號す寛延三年二月野火の爲に本社拜殿烏有に屬す寶曆二年九月拜殿再建せんとして社前を開鑿すれは頂上なる巖石の下より清水漫々と湧出す故に此れより水嶽大權現と改稱す天保八年正月再ひ野火の災に罹る同十一年社號を改めて密嶽神社と改稱す社域七百五十坪山頂の境にして登ること十五町なり本社は巽方に向ひ本殿の周圍には農人か春の播種より秋の收獲するまでの形狀を刻し施すに五彩を以てす燦然人目を驚かす境內には松杉檜の若木蒼々として林をなし高雅幽凄眺望の佳地にして東北の山麓に繞らすに鬼怒の大流長蛇の奔る間に白帆片々として斜陽に映し南は常野の渺々たる野を望み眸を轉して西を望めは日光石裂庚申の諸山雲表に聳ゆるを視て浩然の氣を養へ風色の美之に過きむや

羽黒村大字關白鎭座

無格社高座山神社　祭神鎭守府將軍藤原朝臣利仁靈命　祭日九月廿九日　建物本社間口六尺奥行六尺鐵板葺　雨覆一棟　拜殿間口三間奥行二間萱葺　石鳥居一基　石燈籠五基　手洗盤一個　寶物　古獅子雄雌二三頭例祭臨時祭には古風の獅子舞あり　社有財産山林六反五畝十八步　信徒十九戸越代三員　兼社掌土屋鐵衛同村大字今里十一番地住

本社は明治十二年三月の創建にして鎭守府將軍藤原朝臣利仁公の靈を祀る所なり社記に曰く延喜十二年當國高座山

の賊魁藏宗藏安黨を結ひ郡邑を侵し貢調を掠奪す延議利仁を推し追討の官府を下す公勅命を奉して東國に下り進て高座山に到る時方に盛夏にして暑尚劇し公或夜天文を考へ近々降雪を豫想し士卒に命して數多の橇を作らしむ衆其意を解す能はす或夜公一卒を召して問て曰く天將に雪乎對て曰く否天晴何そ雪を乎利仁大に怒り劍を拔て之を斬る又一卒を召ひて前の如く問ふ兵卒恐れ徘りて雪降ると答ふ公大に悅ひ既にして夜半大雪となり曉に至りて止む公士卒に命して悉く橇に乘らしめ進て攻む賊飢凍して戰ふ能はす機に乘し公士卒と共に奮擊して破り斬獲甚た多し遂に討平き天下事なきを得たるは實に公の力なり是より公の武威遠近に振ふ尋て民俗撫綏のため下野守を兼任せられ當國に止りて薨し玉へり故に此地に葬り奉る公は藤原にて關白職をも兼ねれは是より關白村と云ふ明治十一年中有志笹沼稻太郎鬼平恒藏笹沼權平關根庄重齋藤治平等の諸氏等商議し將軍の事蹟の堙滅せんを憂ひ近傍數里の間にある遺跡を尋ね遂に關白村字堀の内要害（里俗櫓屋とも云ふ）の地墳墓なる事を惜め明治十二年三月官許を得て公の墳墓に有志者の寄附を募りて社殿を建築し祭祀を修む以て有志等資金を寄附し永遠に維持せんとす是に於て忠勳の偉績益々天下後世に赫灼たり社域二百六十一坪高燥の地にして馬場百二十尺三十五階の石磴を隔れは小木鬱然たり中に老杉二株と古櫻一株ありて是則公の墳墓にて古碑あり方四尺高さ六尺五層にして四方に文字あれとも磨滅して詳ならす一方に延喜十二年十月十八日と彫刻あるのみ四境北には民家點々として東は丘山あり西南は洋々たる田圃を隔てゝ遙に高座山（今里俗高山郷とも云ふ）に望み眺矚甚た佳なり

同村大字中里字浮島鎭座

無格社姬神社　祭神鎭守府將軍藤原利仁公夫人　祭日陰曆九月廿九日　氏子信徒（十總代三戸）　社地總代三員　社掌中里乙吉（同村同大字住）　建物　本社（間口三尺奥行二尺三寸）　鳥居一基

社傳に曰く延喜十二年當國高座山の賊藏宗藏安等黨を結ふて郡邑を侵し貢物を掠む鎭守府將軍利仁敕を受け東下し賊を討伐し國民撫按の爲め此地に滯留せし時に京師より夫人來りて玆に逝去せり故に此地に葬奉り姬神の社と崇敬せり社域民有第二種六十五坪境内至つて低地にあり適霖雨にて河川溢れて田甫を侵害するも社地に侵入することなく亦溜水することなし故に里俗呼ひて浮島の社と

稱するなり社宇に往古より傳りたる古風の獅子舞の神樂等ありて衆庶の崇信する社なり

篠井村

本村は篠井、石那田、上下小池、飯山、嘉多藏、矢野口、塩野室、小林、沓掛、澤又の舊十一村を合せ以て自治の新團体を組織せしものとす其幅員東西凡二里南北凡二里十八町ありて地勢東方には男山元山の諸山起伏し遙に羽黒山と相對し其高峻を爭ふものゝ如く其山脉西北に連亘し飯山嘉多藏澤又沓掛下小池の諸部落其山麓に點在せり石那田は新里の山岳前面に負ひ地勢北面して共に一部落をなせり獨り小林塩野室は絹川に瀕し地勢自ら低下して平坦なりとす

舊各村の史乘沿革に付ては往時は各領主を異にし宇都宮藩に或は代官支配に若くは日光神領にして一定せす而るに維新后宇都宮縣に屬し第二大區八小區に編入せられ其后或は分離し或は合し漸次變遷を經て明治十八年の改正には矢野口を除き一戸長役場の下に轄せられ遂に町村制實施に當り合併して古昔稱せし篠井の庄を取りて村名に冠し以て一村を造れり

因に云ふ古昔篠井の庄篠井村と稱せしと云ひしも承應年間漸く獨立村名をなすに至れり云云

本村には村社十一社ありて其氏子戸數六百餘戸人口四千五百餘人を有せり

篠井村大字石那田鎭座

村社高龍神社　祭神高龍神　祭日　建物　本社間口一間奥行五尺　雨覆一棟　末社二社　石華表一基　石燈籠四基　氏子七十五戸總代一員　社掌石鉾主馬同村大字同住

遼遠にして詳ならす往古は社殿壯麗なりしも惜らくは明治廿六年三月廿六日祝融の災に遭ひ灰燼に歸したるにあり同廿九年十一月本社再建す社域千八百二十五坪平坦の地に在り本社巽方に向ひ境内には老松古樹亭々として高く聳ひ風色嫣然として掬すへし神職は往古より石鉾家にて代々奉仕せり

同村大字飯山鎭座

村社阿蘇神社　祭神磐裂神　建物　本社間口三尺奥行二尺五寸　末社二社　石燈籠二基　華表一基　氏子二十六戸總代一員　社掌多田民治

本社勸請年月詳ならすと雖も古社たること明にして文化十二年廿八日神位宗源宣旨を以て正一位を授けらる社域

三百坪平坦の地に在り

同村大字澤又鎭座

村社星宮神社　祭神磐裂命　根裂命　建物　本社（間口一間四尺　奥行二間）　末社一社　氏子（十六戸　総代一員）

社掌　　本社勘請年月詳ならず社域四百八十七坪あり

同村大字上小池鎭座

村社高龗神社　祭神高龗神　建物　本社（間口四尺　奥行五尺）　末社三社　石燈籠四基　華表一基　氏子（六十七戸　総代一員）　社掌阿部祐次

本社創立年月詳ならず社域五百七十六坪清洒の地に在り境内には老樹亭々として中空に聳ひ神寂ひて雅致あり

同村大字擂野室鎭座

村社三輪神社　祭神大物主神　建物　本社（間口一間半　奥行一間半）　末社八社　氏子（五十九戸　総代一員）　社掌手塚耕作（同村同大字住）

本社は字高野の清地に在りて社域千百十四坪民有第二種に在り

同村大字矢野口鎭座

村社星宮神社　祭神磐裂命　建物　本社（間口一間　奥行一間二尺）　末社五社　氏子（二十三戸　総代一員）　社掌

本社創立は大同元年十一月十三日なり社域一千百四十七坪を有す

同村大字小林鎭座

村社瀧尾神社　祭神大已貴命　事代主命　田心姫命　建物　本社（間口一間半　奥行一間五尺）　拝殿（間口五間　奥行二間）　末社九社　石燈籠九基　氏子（二十一戸　総代一員）　社掌齋藤多七郎（同村同大字住）

本社勘請年月日不詳にして明かならず社域千八百坪民有第二種平坦の地に在り境内には古杉老樹森々たり

同村大字篠井鎭座

村社高龗神社　祭神高龗神　建物　本社（間口四尺二寸　奥行一間二尺）　末社二社　石燈籠四基　華表一基　氏子（五十七戸　総代一員）　社掌

本社は字宮原に在りて社域一千四百三十七坪清洒の地にあり

同村大字嘉多藏字宮平鎭座

村社高龗神社　祭神高龗神　建物　本社（間口五尺三寸　奥行四尺三寸）　拝殿（間口四間　奥行一間半）　末社三社　氏子（二十一戸　総代一員）　社掌　　本社創立年月詳ならず社域七百二坪を有す

同村大字下小池鎭座

村社新渡神社　祭神日本武命　建物　本社間口四尺　末社四社　石燈籠三基　氏子二十八戸越代員　社掌　本社創建年月詳ならす社域一千三百六十六坪あり

同村大字沓掛鎭座

村社高龗神社　祭神高龗神　建物　本社間口四尺九寸奥行一間二尺　拜殿間口四間奥行一間半　末社三社　氏子十九戸越代員　社掌　本社創建年月詳ならす社域二千四十六坪を有す

豊岡村

本村は大桑、川室新田、町田、轟、大渡、芹沼、倉ヶ崎、芹沼新田、小百、原宿、佐下部、栗原、高柴新田の舊十四村を合せ自治の新一村とす其幅員東西凡二里南北凡四里十八町の廣きに及へり地勢西北を限りて平田ヶ嶽毘沙門の諸山崛起し自ら土地高燥を極む鬼怒川東方を流れ大谷川南端を貫通し山河の間自然の區域を劃して本村は本郡の北端に位し上都賀郡及ひ塩谷郡に接し頗る廣濶なり又往來の便に至ては日光北街道及ひ會津街道の通するものありて敢て不便を感せす唯區域の廣濶なるを一見せは其廣大に過きさるの感あるのみ然れとも是れ地勢の上若くは人口の寡少民居の踈なる所以のもの止むを得さるなり

本村古來の施治に至ては共に日光神領に屬し尋て維新后日光縣三十四區となり後宇都宮縣に屬し明治六年更に栃木縣第二大區五小區の下に統治せられ后數次の變革ありしか十八年一戸長役場の支配に歸し而して町村制實施に當り合同して一の新村を作れり

本村には村社十二社及ひ有名の無格社一社ありて其氏子戸數五百三十餘戸人口三千八百五十餘人を有し且村民の風俗交誼に厚く農業に精勵し諸種の農産物及ひ木材等を產出せり

豊岡村大字大桑字山下鎭座

村社平田神社　祭神事代主命　祭日陰曆十一月十五日　氏子六十戸越代三員　社掌手塚源一郎同村大字同十番地住　建物　本社間口一丈五尺奥行一丈　栃葺　雨覆間口一丈五尺奥行六尺　槍皮葺

社傳に曰く人皇五十代光仁天皇御宇奥羽亂れしにより大和の國司村上和泉奥羽征討福神の朝命を蒙り師を卒ひて奥羽に下り天應元年漸く亂平きて師を京師に返す然れども殘黨所々に潛匿するのみならす尚當地は奥羽の咽喉にあたるを以て止まりて此れを鎭撫す此時國家鎭護の神として村上副將軍の勸請せしが濫觴

なり其后當鄕の惣鎭守と尊崇せし事明かなり其時の氏子は大桑倉ヶ崎左下部栗原高柴の五箇村なり其后今の社地に遷座せしものなり寛文二年五月本社再建す亦貞享三年三月建築す今存在する石垣其他龜腹等も五箇村の氏子にて寄附に成れること棟札にあり后大桑一村の鎭守となる川村禰宜代々奉仕す明治六年鄕社に列せられ其時祠官阿久津周貞祠掌は室井左門奉仕せしか明治十年七月乙第二百五號の縣令を以て村社に列せらる社域九百四十一坪にして石の華表石燈籠並列し本社に繞すに高さ三尺有餘巾六尺の石垣を以てす西北に小百川の急流を隔て山獄雲表に聳ひ東南田甫を扣へ境内には老檜小杉森然として繁茂し神寂びて古雅を帶び眺矚頗る佳なり

同村大字芹沼鎭座

村社高男神社　祭神高龗神　大山祇命　祭日九月十九日　建物　本社（間口五尺 奥行五尺五寸）饌殿（各間口四間 雨覆各奥行三間半）　石鳥居一基（寶永六年二月 總氏子奉納）　末社五社　石燈籠一基（沼尾太左衛門奉納）　石燈一基（一基渡邊善左衛門奉納 一基手塚四郎平外一名奉納 一基氏子中外二名奉納 一基渡邊六左衛門外二名奉納）　氏子（五十一戸 總代三員）　社掌阿久津周貞（同村大字町谷一番地住）

本社創建遼遠にして詳かならすと雖も社殿宏壯輪奐として肅然たり社域六百一坪平地にして本社南に向ひ馬塲一千四百七十尺あり境内には松杉檜の立木蔚々蒼々として神寂び古雅に富むるの境なり

同村大字芹沼新田鎭座

村社愛宕神社　祭神火之軻遇突智命　稻倉魂命　大山祇命　祭日六月廿四日　建物　本社三社各（間口二尺四寸 奥行三尺四寸）　雨覆（間口三間 奥行四間）　饌殿（間口三間半 奥行二間半）　末社三社　石華表一基（明治四年）　石燈籠一基（新田氏子中奉納）　同一基（平右衛門外三名奉納）　同一基（川村甚右衛門奉納）　石唐獅子二基（氏子中奉納）　氏子（二十四戸 總代三員）　兼社掌阿久津周貞（住所前同）

本社創立は貞享四年なり社域六百坪平坦の地にして馬塲八百五十二尺境内には松杉蓊蔚森然として其風致愛すへし

同村大字大渡字鎭守森鎭座

村社貴船神社　祭神天津兒屋根命　祭日陰暦九月九日　建物　本社（間口一間一尺五寸 奥行一間二尺五寸）　栃葺　拜殿（間口四間 奥行二間）　萱葺　末社八社　石華表二基　石燈籠三基　盥漱盤一個　氏子（三十三戸 總代三員）　社掌福田彌惣治（同村同大字十一番地住）

本社創建は慶長四年にして福田縫殿之介の勸請なり本社は山城國貴船神社の分靈なり現今の本社は元祿十三年十二月十五日の再築にして拜殿は明治二十九年九月八日の再建なり社域四百七十七坪

平地にして馬塲の長さ二百十尺あり神田九畝十六歩の所有あり境内には古杉老樹森然として繁茂し深邃にして風光絶景なり

同村大字轟鎭座

村社（高男神社 荷渡神社） 祭神高靇加美大山祇命 祭日陰暦九月拾九日 氏子（二十八戸 總代三員） 社掌狐塚小三郎（同村同大字十二番地住） 建物本社（間口四尺五寸 奥行四尺） 栃葺 雨覆（間口三間 奥行二間四尺） 石葺 社務所（間口三間 奥行二間） 石華表一基

社傳に曰く當社は本村開闢の時字古宮の丘陵に勸請せしか中世今の社地に遷座せしむと因に云ふ本村往古は字古宮の邊に民家五十戸はかり在しを後移轉せしものなりと今其屋敷跡の舊形を存す本社は巽方に向へり明治二十三年六月の再築にして壯嚴美麗の宮殿なり繞らすに石垣（高さ四尺文政八年築立なり）を以てす社域四百五十五坪にして平地なれども清潔にて前に北川の清流あり東西には里道を控へ北は擴原を經て遙に高原山の高峰を望む境内には老松古杉檜の空に聳ひ森々として日中尚暗く中にも神木と稱する老檜は頗る大木にして地方稀なる境内なり

同村大字川室新田鎭座

村社高靇神社 祭神大山祇命 祭日陰暦十一月十五日 氏子（四十六戸 總代三員） 社掌齋藤牛松（同村大字同四十六番地住） 建物 本社（間口一間 奥行一間） 栃葺 末社八社 石華表一基

社傳に曰く本社は元祿十五年星新左衛門（本村開墾草分と稱）か本村鎭守神として字上原に勸請せしものなり其時日光神領なり撿地吏山口圖書手代大出傳右衛門下島甚右衛門高澤某繩入の際本社祭免として田畠宅地合反別二反二畝十歩の除地を附せられ維新前は別當文珠院にて奉祀す社地高丘にして高さ七丈石階二十六階磴り小川あり神橋を渡り又三十二階陞りて本社に達す社域五百三十七坪にして中央に本社壯嚴末社圍繞し石の華表石燈籠十基左右に並列し東西曠原の中に結川長蛇の如く廻り西北田甫を隔て黑髮高原の峻峰靄然として天に連り風色絶景實に活畫圖の如し境内には松杉蓊蔚として茂生し頗る幽邃凉味掬すべし

同村大字佐下部鎭座

村社雷電神社 祭神大雷神 建物 本社（間口三尺 奥行四尺） 末社一社 氏子（十四戸 總代員） 兼社掌手塚源一郎

本社創立年月詳ならす往時は攝社なりしも明治五年村社に列せらる社域二十坪あり

同村大字高柴新田鎭座

村社八幡宮　祭神譽田別命　建物　本社（間口一尺　奥行二尺六寸）　末社三社　氏子七戸（總代　員）　兼社掌手塚源一郎　本社は本村開村の時勸請したるものにして明治五年村社に列せらる社域二百二十一坪清洒の地に在り

同村大字栗原鎭座

村社山神社　祭神大山祇命　建物　本社（間口三尺七寸　奥行四尺七寸）　末社一社　氏子二十戸（總代　員）　社掌　本社勸請年月詳ならす社域八十一坪あり

同村大字倉ヶ崎鎭座

村社瀧尾神社　祭神田心姫命　建物　本社（間口四尺　奥行七尺）　氏子四十戸（總代　員）　社掌　本社創立詳ならす社域八十四坪あり

同村大字原宿鎭座

村社木宮神社　祭神味耜高彦根命　建物　本社（間口五尺　奥行七尺）　末社一社　氏子十四戸（總代　員）　社掌　本社は字堀切の地に鎭在し社域四百十一坪を有す

同村大字小百字御宮越鎭座

村社高龗神社　祭神大山祇命　建物　本社（間口四尺　奥行四尺）　末社一社　氏子八十四戸（總代　員）　社掌　本社創立年月詳ならす社域四百六十三坪あり

同村大字芹沼鎭座

無格社淺間神社　祭神木花開耶姫命　祭日三月十五日　建物　上淺間本社（間口四尺七寸　奥行五尺七寸）　下淺間本社（間口四尺六寸　奥行二尺六寸）　鬼風山奥宮（間口一尺四寸　奥行二尺二寸）　石鳥居一基　石燈籠二基　信徒五十一戸（總代三員）　兼社掌阿久津周貞（同村大字町谷一番地住）

本社創建は詳ならす當境は鬼風山と稱する高山にて松杉欝蒼森然として山脉東北に連り本社は中腹に在り馬場先より登ること四十九間夫より奥社は絶頂にありて登ること百二十間ありて四方の眺望佳なり

大澤村

本村は大澤、水無、森友、荊澤、針貝、大室、薄井澤、根室、山口、猪倉、木和田（島）の舊一宿十村を合せ新たに自治の一村を組織したるものにて其幅員東西凡一里十八町南北凡二里二十五町に及ひ就中大澤は村の中央に在り縣廳を距る五里七町殊に著名の地なるにより新村名を冠するに至れり

本村の地勢山脈東南に連り上都賀郡と境を接し東北又山岳を限り自然の境界をなせるものあり而して北方大谷川に臨みて荊澤針貝を以て自ら一區域をなせり又道路交通に至りては大澤水無森友山口の各部落は日光街道に沿ひて相連り又其間に縣道里道貫通して運輸の便備はれり

本村治者の沿革に就ては往時は大澤薄井澤大室針貝水無及ひ森友の村落は日光神領に屬し其他は朱印地又は代官支配或は旗下の所領たりしか維新后に至り第二大區五小區の下に統轄せられ尋て三戸長役場の分屬するに至りしか明治十八年更に合併して一戸長役場の管する所となり次て町村制施行に依り今日に至りしものなり

本村には鄉社一社村社十社氏子五百餘戸人口三千七百八十餘人を有せり

大澤村大字大室字大山鎭座

鄉社高龗神社　祭神大山祇命　少彦名命　祭日　建物　本社間口七尺奥行六尺　拜殿間口五間中

末社五社　石華表一基　木鳥居一基　氏子千四百三十七戸總代員　社司關根友三郎同村同大字住

本社創建年月遼遠にして詳ならすと雖も文化三年正月三十日神位宗源宣旨を以て正一位を授けらる神職は往古より關根家にて奉仕し衆庶崇敬の社にして明治六年六月三日を以て宇都宮縣第二大區九小區大室村外十三ヶ村の鄉社に定められ同十年七月廿一日栃木縣第二大區五小區大室村外三十六ヶ村の鄉社に改定せらる社域二千百廿四坪字大山の中腹に位し境内には杉檜繁茂し蹲葱として日光を遮り晝尙暗し又本社より登ること一町の所に奥社あり古雅にして自ら神寂たる趣を存す

同村大字大澤鎭座

村社王子神社　祭神大己貴命　建物　本社間口一間二尺奥行一間四尺　末社七社　一氏子七十九戸總代員　社掌

本社は正治元年九月の創立にして源頼朝の勸請なり云云社域百八十八坪を有す

同村大字荊澤鎭座

村社高龗神社　祭神高龗神　建物　本社間口四尺五寸奥行三尺七寸　末社三社　氏子二十五戸總代員　社掌

本社創立年月詳ならす社域三千五百九十坪を有す

同村大字水無鎭座

村社高寵神社　祭神高寵神　建物　本社間口四尺一寸奥行三尺七寸　末社一社　氏子二十三戸　総代一員　社掌

本社は字西原に鎭し社域六百二坪に在り

同村大字猪倉鎭座

村社高寵神社　祭神高寵神　建物　本社間口五尺奥行一間　拝殿間口四間奥行二間　華表一基　氏子百五戸　総代一員　社掌　本社創建は天長三年十一月にして后享保十四年十二月神位宗源正一位を授けらる社域九百九坪を有す

同村大字針貝字鎭守森鎭座

村社高寵神社　祭神大山祇命　建物　本社間口六尺奥行五尺　末社五社　氏子二十九戸　総代一員　社掌　本社創立年月詳ならす社域八百四十坪を有す

同村大字山口字淺間山鎭座

村社瀧尾神社　祭神田心姫命　建物　本社間口四尺八寸奥行一間七寸　末社四社　石燈籠十基　華表一基　氏子二十戸　総代一員　社掌　本社創立年月詳ならす社域八百八十三坪を有す

同村大字木和田鎭座

村社星宮神社　祭神磐裂神　建物　本社間口三尺五寸奥行三尺　拝殿間口三間半奥行二間　末社二社　氏子十六戸　総代一員　社掌　本社創立年月遼遠にして詳ならすと雖も社域九百五十三坪を有し華表石の燈籠左右に列し深邃にして風色掬すへし

同村大字森友鎭座

村社瀧尾神社　祭神田心姫命　建物　本社間口一間二尺奥行一間三尺　末社五社　氏子四十八戸　総代一員　社掌　本社創立年月不詳社域一千九十五坪境内森々として古杉槍繁茂し幽邃にして掬すへし

同村大字根室鎭座

村社高寵神社　祭神高寵神　建物　本社間口三尺六寸奥行四尺　末社四社　氏子二十戸　総代一員　社掌　本社創立年月詳ならす社域五百二十九坪を有す

同村大字薄井澤鎭座

村社高寵神社　祭神高寵神　建物　本社間口四尺二寸奥行四尺二寸　末社三社　石燈籠一基　氏子二十八戸　総代一員　社掌　本社勸請年月詳ならす社域六百九十一坪高燥の地に在り

富屋村

本村は德次郎、木綱、上下横倉、上下金井の舊一宿五村を合せ以て自治新村を組織せしものにて其幅員東西凡一里南北凡一里十八町にして村内には鄉社一社及ひ村社六社ありて其氏子戸數二千六百餘戸人口二千六百餘人あり殊に德次郎は延ひ東西には傳法寺羽黒鞍掛及ひ高舘大峰の諸山起伏し村界を限り舊各村其間に介在し以て自ら一區の地域を劃せり其道路交通に就ては德次郎上下金井は日光街道に當り其他里道幾線其間に通して甚た便あり村民は農商業を營み勵精勤勉の風あり

本村古來の沿革に付ては徃時各村共に宇都宮藩領にして早くより隣保協同の風を馴致せしも嘉永年間に至り代官山口某の支配所となり尋て明治維新后宇都宮縣第六大區七小區となり更に又分離して二戸長役場の所轄に屬し又十八年合して一戸長役場の支配に歸し遂に町村制實施につき合併して一村となれるなり

富屋村字德次郎字下畑鎭座

鄉社智賀都神社　祭神大已貴命　田心姫命　味鉏高彦根命　祭日陰曆六月二十日九月十九日

建物　本社間口二間半奥行一間四尺　栃葺　拜殿間口五間奥行二間　石葺　末社九社　石鳥居一基　石燈籠數基

寶物劍二口　古鏡一面　制札明治三十年五月建設

本社は人皇五十代光仁天皇寶龜九年六月廿日の勸請にして日光山神社より遷座す后享保五年二月三日を以て神祇管領長上より宣旨正一位を授けらる殊に德川將軍代々崇敬の神社にして社領五石を附せらる又時々同將軍家より幣物を献納し天下安平の祈願ありし所にして既に文化丁卯の冬參政堀田正敦國命を奉し松前及ひ蝦夷を巡視する際本社に心願をなせしか事終りて江都に還り直に使者を遣し永字の額面を奉納し以て蝦夷地の永鎭を祈ると云へり今尙社内に藏す社域千六百三十三坪寬大の境にして四方に田圃を周回し大峰高座の諸山其東に峙ち崢々たる山麓には田川の水流潺湲して瑤箏を皷するか如く又山色河水と相映し清流明眉なり南には上下横倉上金井の蒼々たる耕地を望み遙に常陸の筑波加波の諸山雲際に幽見するあり西に石山の屹然として對峙し北は日光の諸山點々として起伏し其狀夏日は恰も青空の如く冬期に至れは白雲かと疑視し頗る風色絶

景なり又境内の右側は日光街道にして南北に通し人馬の絡繹織るか如し境内には老杉古樹若杉蓊欝として繁茂し喬木陰森晝尚暗く夏日吟笻を曳へて此境に遊はゝ涼風自ら湧か如く冷風身を襲ひて汗熱を覺ひす又珍らしきは馬塲入口兩側に對立する槻木あり周圍二丈有餘長幹中空まて聳立して遠くより此れを望めは其狀宛然一の山岳の如し又石の大華表は竿柱七尺回り高さ二丈有餘尺ありて笠石も又是れに稱へり見るもの警嘆して其宏大なるを讃賞せさるはなし

同村大字上金井鎭座

村社湯殿神社　祭神大山祇命　建物　本社間口一尺七寸奥行一尺七寸　末社四社　氏子二十八戸總代員　社掌外鯨升（那社智賀都神社々司）　本社創立詳ならす社域四百七十坪を有す

同村大字上横倉鎭座

村社多藤神社　祭神大已貴命　建物　本社間口四尺奥行三尺五寸　末社二社　氏子二十五戸總代員　社掌同上　本社勸請年月詳ならす社域二百七十三坪あり

同村大字大綱鎭座

村社高龗神社　祭神高龗神　建物　本社間口五尺奥行一間二尺　末社三社　氏子十八戸總代員　社掌同上　本社創建は万治二年にして産土の神と崇敬す社域七百六十六坪あり

同村大字下金井鎭座

村社湯殿神社　祭神大山祇命　建物　本社間口一尺奥行一尺五寸　雨覆一棟　氏子十三戸總代員　社掌同上　本社は字大島に在りて社域七百五十六坪瀟洒の地たり

同村大字下横倉鎭座

村社保古神社　祭神天御中主命　建物　本社間口五尺奥行五尺　末社二社　氏子十八戸總代員　社掌同上　本社創立年月詳ならす社域三百六坪を有す

同村大字下横倉鎭座

村社木船神社　祭神高龗神　建物　本社間口一尺奥行一尺二寸　氏子十八戸總代員　社掌

本社は字元屋敷に在りて社域二十九坪を有す

國本村

本村は寶木、新里、野澤、戸祭及ひ岩原の舊五村を合せ一の新村をなせしものにて幅員東西凡一里十八町南北凡二里にして地勢大に平衍にして山陵の起伏するも

のなく地味又大に佳なり釜川は野澤戸祭の間を流れ寶木は中央に位し戸祭野澤は日光街道に沿ひるを以て往來の便多しと云ふ

本村の沿革を尋るに往時野澤は眞岡代官所轄にして其他は悉く宇都宮領に在り維新后は宇都宮縣の管轄となり第六大區四小區に編入せられ其后に及ひ二三の改正ありて明治十八年二戸長役場の下に在り遂に町村制實施に當り合併して一村とはなれり

本村には村社十四社ありて氏子一般敬神にして篤實の風あり又農業に精勵し諸種の農産物を出せり全村戸數五百餘戸人口三千九百人あり

國本村大字寶木字五里道鎭座

村社熱田神社　祭神日本武命　相殿一座別雷命　祭日陰曆九月廿九日　建物本社二社（間口四尺五寸奥行五尺五寸）石葺　雨覆一棟　拜殿（間口五間奥行二間半）石鳥居一基　石燈籠八基　石唐獅子二基　末社三社　氏子（二十六戸越代三反）社掌小堀長十郎（同村大字同十四番地住）

本社創建は寛文十一年にして小堀長左衛門藤原清長の勸請なり（寶木は寛文十一年松平下總守代四原八百三十町歩新墾地にして小堀清長は墾地百姓取立役にて土地草分なり）其后の再建は享和二年なり社域六百六十七坪平地にして境内には老杉鬱立天に聳ひ若杉森然たり東南には常陸の筑波山を望み西に多氣鞍掛の間に泰然と聳ゆるものは黑髮の高峰北には羽黑高原及ひ那須岳の諸山を望み東に鴨川の源あり水音鏗鞳として湧出するありて境内の清風颯々として風致愛すへし

同村大字寶木鎭座

村社諏訪神社　祭神健御名方命　祭日陰曆九月十九日　建物　本社（間口二尺奥行三尺）栃葺　華表一基　氏子（三十六戸越代一反）社掌同上

本社は字山崎に在りて社域八百二十二坪を有す

同村大字野澤鎭座

村社星宮神社　祭神磐裂命　祭日陰曆九月十九日　建物　本社（間口三尺奥行四尺）板葺　華表一基　氏子（三十六戸越代三反）社掌同上

本社創立年月詳ならす社域百五十坪あり

同村大字寶木字西岡鎭座

村社西岡神社　祭神天照皇大御神　祭日陰曆九月十九日　建物　本社（間口三尺奥行四尺）栃葺

鳥居一基　氏子七戸 總代一員　社掌同上

本社勸請年月詳ならず社域四百十四坪平坦の地に在り

同村大字寶木細谷鎭座

村社長良神社　祭神事代主命　祭日陰暦九月十九日　建物　本社間口二尺五寸 奥行三尺五寸 栃葺

鳥居一基　氏子三十二戸 總代三員　社掌同上

本社創建年月詳ならす社域四百五十坪を有す

同村大字寶木字足次鎭座

村社高倉稻荷神社　祭神稻倉魂命　祭日陰暦九月十九日　建物　本社間口二尺四寸 奥行三尺五寸 栃葺　鳥居一基　氏子十戸 總代三員　社掌同上

本社創立年月詳ならす社域二百六十五坪清洒の地に在り

同村大字寶木鎭座

村社長良神社　祭神事代主命　祭日陰暦九月十九日　建物　本社間口二尺 奥行三尺 栃葺　鳥居一基　氏子六戸 總代一員　社掌同上

本社は字江黑に在りて社域六百十坪を有す

同村大字寶木鎭座

村社神明宮　祭神天照皇大御神　祭日陰暦九月十九日　建物　本社間口三尺 奥行四尺 栃葺

鳥居一基　氏子十二戸 總代三員　社掌同上

本社は字高谷林に在りて社域三百三十六坪を有す

同村大字寶木鎭座

村社六軒神社　祭神天照皇大御神　祭日陰暦九月十九日　建物　本社間口二尺 奥行三尺 栃葺

鳥居一基　氏子六戸 總代一員　社掌同上

本社は字六軒に在りて社域五百四十八坪平坦の地にあり

同村大字寶木鎭座

村社六所神社　祭神伊弉諾命　伊弉冊命　天照皇大御神　素盞嗚命　大己貴命

事代主命　祭日陰暦九月十九日　建物　本社間口四尺 奥行四尺 栃葺　鳥居一基　氏子二十三戸 總代三員

兼社掌同上

本社創立年月日由緒沿革詳ならす社域四百五十坪字二良塚に在り

同村大字新里鎭座

村社日枝神社　祭神大山咋命　祭日陰曆九月廿九日　建物　本社（間口三間　奥行二間）　鳥居一基　氏子二百二十五戸（越代四員）　兼社掌　本社創立年月詳ならす社域四百六十九坪清酒の地に在り

同村大字戸祭鎭座

村社高龗神社　祭神多加淤加美　祭日陰曆九月廿九日　建物　本社（間口四尺奥行五尺）栃葺　鳥居一基　氏子五十四戸（越代三員）　社掌

本社創立年月詳ならす社域九百坪あり

同村大字寶木鎭座

村社六所神社　祭神伊弉諾命　伊弉冊命　天照皇大御神　素盞嗚命　大巳貴命　事代主命　建物　本社（間口四尺五寸奥行一間一尺）栃葺　鳥居一基　氏子十五戸（越代三員）　社掌小堀長十郎（住所同）

本社は字藤岡に在りて社域七百三坪を有す

同村大字岩原鎭座

村社岩原神社　祭神市杵島姫命　建物　本社（間口四尺奥行一間一尺）　末社二社　氏子二十四戸（越代一員）　兼社掌外鯨升

本社勸請年月詳ならす往古は辨天宮と稱せしか明治五年社格改定の際岩原神社と改め村社に列せらる社域六百五十五坪を有す

城山村

本村は荒針、駒生、田野、田下、福岡、古賀志、及ひ飯田の舊七村を合せて一の新村となせしものにて其幅員東西三里十八町南北二里許ありて地勢半は平坦なれと又山脈の起伏するものなきに非す古賀志山は村の西北に聳ひ多氣山脈村の中央に在り各大字其間に散在せり本村は鹿沼街道及ひ文狹通路に當り往來頗る便あり河川には姿川西田川鎧川及ひ赤川等にして村内を貫流し灌漑の便ありて田圃爲に潤澤を得ると云ふ

本村の沿革に付ては往時各所領を異にし古賀志飯田福岡荒針田野田下の各村は多くは旗下及ひ代官支配に係り駒生は宇都宮藩の領する所たり而るに維新后共に宇都宮縣に屬し次て栃木縣に屬し其后數次の變遷分合を經て明治十八年に至り一戸長役場の下に網羅せられ同廿二年相合して自治の新村を成立するに至れり

本村には村社十社ありて氏子の戸數五百四十餘戸人口四千二百人に餘れり而し

て城山村名の起りしは古城山の遺蹟偶然ならすと云ふへし

城山村大字荒針鎭座

村社戸室山神社　祭神鳴雷命　祭日陰暦四月十五日九月十五日　氏子八十四戸總代三員　社掌萱生英尊宇都宮松嶋町市住　建物　本社天然の巖窟に鎭す　拜殿間口三間奥行二間　神樂殿二間四面　末社二社　社傳に曰く創建年月は遼遠にして詳かならずと雖ども字都宮宗圓八田城を築き城の鎭護神とす其后の領主も悉く崇敬の社なり依て明治六年一月鄕社に列せらる時の氏子は荒針飯田駒生戸祭田下田野福岡古賀志寶木の九ヶ村たり明治十年鄕村社區畫改正につき村社となる社地は戸室山の中腹に位し社域六千一百八十餘坪高きこと三町餘石磴一百七十五階にして奇巖怪石多く本社の邊り一帶岩石並び立ち突兀として奇々怪々の形を現せり亦神殿の前に神水あり其水漫々と涌出して如何なる旱天と云へとも水の涸ることなく故に旱魃の時は多く諸人本社に雨乞を祈りて靈驗ありと云ふ又本社の後頂上には天然石を以て宮室の形ちをなす此れを奥社と稱す境内には數基の華表壯嚴を極む常磐木も又蓊欝として茂生し四顧洞達兩毛信甲の巒峰は悉く雙眸に集り西南に遠く富獄を望み東に向ひは常州の諸山一眸の中に收め眺矚頗る佳なり

同村大字古賀志字堀之内鎭座

村社日吉神社　祭神大山咋命　祭日一月七日九月十九日　氏子百十五戸總代三員　社掌大柿福壽同村大字同二十六番地住　建物　本社間口八尺七寸奥行一丈一寸　栃葺嘉永三年十月再建　雨覆間口三間奥行四間　檜皮葺　石華表一基　末社四社　社務所一棟

社傳に曰く當社は長治元年四月八日下野權守藤原宗綱城内守護神として古賀志山の字高古屋に勸請せしか濫觴なり天正年中野火の爲に宮殿祝融の災に罹りたるにより今の社地に遷座せしむ社域五百五十五坪高隆の地にして東西北は古賀志の峻峰突兀として半霄に聳ひ南田野に望み里道より北に入る二丁餘石磴三段を登り本社に達す現在の本社は頗る巨大にして壯麗なり其他石の華表石の唐獅子左右に相對し石水盤等に至るまて悉く具備せり社寶には古境三面を藏す

同村大字飯田鎭座

村社湯殿神社　祭神大山祇命　建物　本社間口一尺奥行一尺六寸　雨覆一棟　氏子四十七戸總代員　社掌栗原千族　本社創立年月詳ならす社域百四十七坪あり

同村大字福岡鎭座

村社日吉神社　祭神大山咋命　建物　本社間口四尺五寸奥行一間一尺　拜殿間口二間半奥行一間四尺　末社七社

氏子四十八戸　總代一員　社掌　本社創立は大同二年正月十五日にして舊社たること明かなれとも惜むらくは由緒の詳ならさるを悲むへし社域五百二十二坪境内には杉檜蔚然として幽致愛すへし

同村大字荒針字西耕地鎭座

村社琴平神社　祭神大物主命　建物　本社間口三尺奥行四尺五寸　鳥居一基　氏子二十五戸　總代一員　社掌栗原千族　本社創建年月詳ならす社域二百二十七坪あり

同村大字荒針鎭座

村社八坂神社　祭神素盞嗚命　建物　本社間口二尺五寸奥行三尺　鳥居一基　氏子十八戸　總代一員　社掌　本社は字境木に在りて社域百六十七坪を有す

同村大字荒針鎭座

村社琴平神社　祭神大物主命　建物　本社間口二尺一寸奥行四尺二寸　氏子十七戸　總代一員　兼社掌萱生英尋　字部宮市松葉町住　本社字東耕地に在りて社域二百九坪清洒の地に在り

同村大字田下鎭座

村社高龗神社　祭神高龗神　建物　本社間口四尺奥行五尺　拜殿間口三間半奥行二間　末社一社　氏子二十八戸　總代一員　社掌栗原千族　本社創立年月詳ならず社域六百三十二坪高燥の地に在り

同村大字田野鎭座

村社星宮神社　祭神磐裂神　根裂神　建物　本社間口五尺奥行一間二尺　末社一社　氏子三十戸　總代一員　社掌　本社創立年月不詳社域五百十坪字星宮に在り

同村大字駒生鎭座

村社高龗神社　祭神高龗神　建物　本社間口一間奥行五尺　末社一社　氏子七十四戸　總代一員　社掌栗原千族　本社勸請年月及び由緒等詳ならす

姿川村

本村は西川田、幕田、兵庫塚、鷺谷、上下欠下、上下砥上、及鶴田の舊九村を合せて姿川村となす其幅員東西一里十町許南北二里十八町許あり西川田は本村の中央に在りて縣道に沿ひ各大字相連接し交通運輸の便あり土地平坦にして田畝頗る

開け姿川の清流其間を貫流せり

本村古來の沿革を尋ぬるに各村其領主を異にし兵庫塚幕田西川田鶴田鷲谷は戸田氏の所領に係り上下砥上は代官所領に屬し其他上下欠下亦所領を異にせしも明治維新后宇都宮縣に屬し第一大區七小區幷に第六大區三小區に編入せられ次て栃木縣に屬し第二大區二小區となり而して十八年の改正には一戸長役場の支配となり次で町村制實施に當り自治の新一村をなすに至れり

本村には村社九社ありて其氏子三百七十餘戸を有せり

姿川村大字西川田鎭座

村社 星宮神社　祭神事代主命　經津主命　磐裂命　根裂命　祭日十月十五日

建物　本社 間口四尺 奥行五尺 栃葺　幣殿 間口四尺 奥行二尺五寸 栃葺　拜殿 間口三間 奥行二間　末社四社　石鳥居一基

石燈籠二基　寶物　神鏡一面　劍一振　氏子 九十戸 總代三員　社掌栗原千族 同村同大字十五番地住

本社創建は建武元年にして宇都宮公綱崇敬の社なり元和年中神祇管領長上より神位宗源宣旨正一位を授けらる　神職は慶長年間より栗原家にて代々奉仕せり

現今の本殿は天保十二年二月の再築なり社域六百二十五坪 濶境内坪數五千十坪也 平地にして本社前面には姿川貫流して水音滾々たり境内には古杉老檜蒼々亭々として中空に聳ひ幽致愛すへし

同村大字下砥上鎭座

村社 砥上神社　祭神磐裂命　根裂命　建物　本社 間口四尺 奥行二尺八寸　末社一社　華表一基　氏子 三十九戸 總代一員　社掌佐藤高吉 同村大字同住

本社創建年月遼遠にして詳ならす神職は往古より佐藤氏代々奉仕せり社域二百二十九坪瀟洒の地に在り境内には古樹亭々として高く聳ひ風致頗る幽邃なり

同村大字兵庫塚鎭座

村社 稻荷神社　祭神稻倉魂命　建物　神門 間口二間半 奥行一間半　本社 間口三尺八寸 奥行五尺三寸　拜殿 間口二間三尺七寸 奥行二間六寸

末社一社　氏子 十二戸 總代一員　社掌

本社は天喜元年の創立にして山城國稻荷山より奉遷する所にして衆庶信仰の社なり就中往時下野守國綱の妾梅方難産の時本社に祈願ありしに忽ち安産せしを以て益々崇敬あり故に今に至るも安産の神とて世人の信仰する社なり社域一千十三坪平坦の地に在り社殿輪奐として古雅に富む

同村大字鷲谷字大明神鎭座

村社鷲宮神社　祭神豊城入彦命　建物　本社間口二尺奥行三尺　末社一社　氏子九戸総代一員　社掌　本社創立年月詳ならすと雖も宇都宮二荒山神社を奉遷したるものにして往時は鷲宮大明神と稱せしか明治維新の際鷲宮神社と改む社域一千二百六十九坪平坦の地に在り

同村大字鶴田鎭座

村社高龗神社　祭神高龗神　建物　本社間口三尺六寸奥行三尺　末社二社　氏子十三戸総代一員　社掌　本社は字長峰に在りて社域百八十六坪清洒の地に鎭座す

同村大字幕田鎭座

村社星宮神社　祭神磐裂神　根裂神　建物　本社間口四尺六寸奥行六尺　拜殿間口二間奥行二間　末社二社　氏子八十一戸総代一員　社掌　本社創立年月詳ならす社域千二十九坪を有す

同村大字下欠下鎭座

村社星宮神社　祭神磐裂命　根裂命　建物　本社間口四尺三寸奥行七尺　末社二社　氏子四十一戸総代一員　社掌　本社創建年月詳ならす社域三百六坪平坦の地に在り

同村大字上砥上鎭座

村社星宮神社　祭神磐裂命　根裂命　建物　本社間口三尺奥行三尺　拜殿間口二間半奥行一間四尺　華表一基氏子五十四戸総代一員　社掌　本社創立詳ならす社域八百四十三坪あり境内には末社五社を有す

同村大字上欠下鎭座

村社星宮神社　祭神磐裂命　根裂命　建物　本社間口三尺八寸奥行一間　拜殿間口二間奥行二間　末社一社　氏子三十五戸総代一員　社掌　本社創建不詳社域六百六十一坪を有せり

雀宮村

本村は雀宮、上御田、中島、下反町、下横田、羽手田、東谷、茂原、御田長島、針谷の舊一宿九村を合せ一の新村となせしものにて其幅員東西凡一里十九町南北一里十町地勢平坦にして田川は村の北南を貫流し土地肥沃にして農業最も盛なりとす大字雀宮は本村の小市聚地をなし半は商工を營めり殊に全村の稍中央に在りて國道に沿ひ又東北鐵道の停車場ありて陸路交通の便あり

古來の沿革に付ては雀宮宿は往時代官所の支配に係り茂原針谷は關宿藩の領地にして中島上御田其他の諸村は皆宇都宮藩の領邑にありしか明治維新后に至り宇都宮縣の所轄に歸し第六大區三小區となり一戸長役場に屬せり只針谷村は他の戸長役場に屬せしも町村制施行に當り合同して一圖となせり本村には鄉社一社及ひ村社十社ありて其氏子戸數四百五十戸人口三千六百餘人を有せり

雀宮村大字雀宮字十里木鎭座

鄉社雀宮神社　祭神素盞嗚命　相殿一座祭神藤原實方朝臣命　祭日九月十九日

建物　本社間口一間一尺奥行一間一尺　拜殿間口三間半奥行二間　末社五社　華表一基　石燈籠二基　氏子百二十戸

總代　社掌中川義信同村大字向住

本村は往時臺橫田村と稱せしか寛政八年四月より雀宮宿と改號す　社傳に曰く　一條天皇の御宇長德元年藤原中將實方朝臣陸奥守に任せられ赴任の途本村に淹留せられ而して奥地へ下向す尋て中將の妃綾女卿を慕へ此里に尋ね參らせ暫し安息し給ひるに折しも圖さりき病に罹り漸次重らせ給へ終に身まかり給はんとする時鄉人等に宣りけるに妾は中將殿のをわし座す陸奥國までも尋ね參へらんと欲りせしも病ひ革まり此世の名殘りこれまでなりと云ひ亦妾か秘して齎らせる此寶玉は古昔天照皇大神と素盞嗚命と盟約の中に効績ありつる寶玉なるか藤原家遠祖に預け置れたるものにして則ち素盞嗚命の奇魂なれは此地に止め置き産土神と齊ひ祀りて崇敬せは此の地は永く繁榮すへしそかうちに中將殿も必す問はせ給はんと云ひ遂にはかなくならせ給ふ鄉人等此遺言を奉して祠を立寶玉を納めて素盞嗚命を祀りて産土神と崇敬せり然るに藤原實方朝臣も長德三年九月十九日陸奥國笠島の里にて薨し給へるとかや其靈魂雀と化して飛來り本社に出入して屢奇異を示すこれによりて實方朝臣を合殿に祀りて改めて雀宮大明神と稱す后慶長二年五月此里も驛傳場となり彌繁華の地たり后寛永八年四月地名雀宮囲と改む　本社は往時德川將軍代々崇敬の社にして社領を付せられ殊に同將軍日光社參の途本社小休をなし厚く崇敬せらる例あり又別當には本山修驗常學院にて代々奉仕せり明治維新に際し復飾して奉務せしも故ありて中川氏代りて奉仕怠たらす社域八百九十二坪上部東側に在り境內には古樹亭々として高く鬱ひ幽靜にして雅致あり

同村大字雀宮十里木鎭座

村社綾女神社　祭神宇賀御魂命　建物　本社（間口三尺奥行三尺五寸）　拜殿（間口二間奥行一間）　鳥居一基　盥漱盤一個　氏子（百二十六戸總代員）　社掌中川義信（郷社雀宮神社社掌）　社傳に曰く長德元年藤原中將實方朝臣の妃綾女卿を慕ひ此里に尋ね來り暫し休息せる時俄に病に罹り終に逝去せるを里民妃を葬り祠を立綾女稻荷大明神と崇敬す其靈驗あるを以て本地の鬼門除に祀り給ふと云云后明治十八年四月今の地に奉遷す社域三十坪平坦の地に在り

同村大字茂原鎭座

村社高龗神社　祭神高龗神　建物　本社（間口一間半奥行一間半）　末社三社　氏子（五十二戸總代員）　社掌

本社は宇多功神に在りて社域八百二十五坪を有す

同村大字中島鎭座

村社中島神社　祭神大山祇命　建物　本社（間口一間奥行一間半）　拜殿（間口二間奥行九尺）　末社三社　氏子（十九戸總代員）　社掌

本社は字芋内に鎭して社域六百三十二坪平坦の地に在り

同村大字東谷字權現山鎭座

村社東谷神社　祭神大山祇命　建物　本社（間口一尺六寸奥行一尺一寸）　末社二社　氏子（二十八戸總代員）　社掌

本社創立詳ならす社域五百五十五坪を有す

同村大字下反町鎭座

村社高尾神社　祭神高龗神　建物　本社（間口七尺奥行七尺）　拜殿（間口二間奥行三間）　末社三社　氏子（三十二戸總代員）　社掌

本社勸請年月詳ならす社域三百四十四坪字內堀に在り

同村大字上御田鎭座

村社御田神社　祭神大山祇命　建物　本社（間口五尺奥行六尺）　拜殿（間口二間奥行三間三尺）　末社三社　氏子（三十九戸總代員）　社掌

本社創立年月詳ならす社域四百九坪にして平坦の地に在り

同村大字下横田鎭座

村社高尾神社　祭神高龗神　建物　本社（間口二尺奥行二尺）　拜殿（間口二間奥行三間三尺）　末社一社　社掌

本社勸請年月不詳社域百六十七坪平衍の地に在りて氏子三十六戸を有せり

同村大字羽手田鎭座

村社高龗神社　祭神高龗神　建物　本社間口四間奥行四尺　華表一基　氏子十九戸総代一員　社掌
本社創建年月詳ならす社域二百四十五坪を有す
同村大字針谷鎭座
村社八幡宮　祭神譽田別命　建物　本社間口二間奥行二間　拝殿間口三間奥行二間　末社三社　氏子四十七戸総代一員
社掌　本社創立詳ならす社域五百七十五坪を有す
同村大字御田長島鎭座
村社白山神社　祭神菊理比賣命　建物　本社間口三尺　氏子三十一戸総代一員　社掌
本社は字白山に在りて社域二十二坪あり

明治村

本村は明治廿二年自治團体により大山、多功、梁、川中子、石田、上下神主、鞘堂新田の舊一宿七村を合併して多功村と稱せしか直に改めて明治村とせり其幅員東西凡一里十八町南北凡一里二十町地勢平坦にして田川其間を流るゝあり土地肥沃穰々たる黄田の見るあり殊に明治の村名の起りしもの豈亦故なからむや古來の沿革に付ては古昔は小藩及ひ御料所幷に旗下の采地にありしか維新后に至り第六大區九小區に編入せられ次て栃木縣に屬し尋て數回の改正を受け遂に一戸長役場の支配となり次て町村制施行に當り今の一村をなすに至りしものなり

本村には村社九社ありて其氏子戸數四百六十餘戸を有す

明治村大字大山鎭座

村社五所神社　祭神天照皇大神　豐受姫命　高龗神　天太玉命　火産靈神　建物　本社間口二間半奥行三間　拝殿間口三間奥行二間　神樂殿間口二間半奥行二間　末社五社　華表一基　氏子五十四戸総代四員
社掌山崎清十郎同村同大字在

縁起に曰く、夫五土神者、能生萬物焉、故以古有大功者配之乎、共工氏、有子句龍、爲后土能平水土、故祀以爲社云、果然、國中神祇者、莫貴於五土神也、伏惟、當明神者、御創立者、實在于天平十九年六月矣、聖武天皇廿四年、天下大旱百姓大窘乎、一夜神憑於里童曰、我坐于常道、神母山大神之御子、淤賀美神也、須敬祀于我御前、必應爲泰安云々、輒命神龜卜清地而、立神祠厚饗奠之、果有靈驗焉、蓋當社之起元也、於是官民一和、大宏規摸、盛献祀料而、社名淤賀美明神、地稱淤賀

美山、又、憑神勅而、探神族於神母山麓、令預神事、是葭田連、海部連、惠澤連、山前忌寸、石和連、守稻置、河俣連、稻場首之八門、共、三枝部國造同祖、天彦根命之後也、淳和御宇、天長五年四月、進從五位下、云、後深草御宇、寶治二年十月、宇都宮宗貞、筑城於當鄉、以當社爲鎭護神焉、花園御宇、正和二年、多功家朝、奉神託而、合祀天照大神、火産靈大神、豐受大神、天明玉、云、爰完備五土之神德、稜威赫々乎、雖然口傳易訛、於今不言、恐絕可无、傳古實歟、敢錄而欲爲緣起之、となり、按に、當社は天平十九年の創祀にして、社號は、古は淤賀美山明神なりしを、後世、大山の字に轉したれば、古義を失したるなり、正和年中、四神を合祀せしより、今の號とはなりたるものゝ如し、祀田は、多功家より寄付ありたれど、慶長二年、同族沒落の後は、たゞ、稻荷田と稱する一畦に、その名殘を存ずるのみなり、社務は、中世までは、三枝部連の門葉、共に神事に預つゝありしが、後世は、神主に大沼氏を、別當に泉藏寺を、定任したれば、これよりは、彼の三枝部連等は、神族と稱して、社を、監督保護の、位置にありしなり、神域は、村の中央を占め、土地高燥、頗る遠望に富み、古槍老杉、林立して、最も幽邃閑雅なり、

同村大字川中子鎭座

村社熊野神社　祭神伊弉諾命　建物　本社間口三間奥行二間　華表一基　末社二社　氏子八十戸　社掌

本社創立年月詳ならず社境四百四坪を有す

同村大字多功字天神町鎭座

村社天滿宮　祭神菅原道實朝臣命　建物　本社間口一間奥行八尺　拜殿間口四間奥行三間半　神樂殿間口二間　末社八社　華表一基　石燈籠五基　氏子百三十四戸　社掌萩野矢信慶同村同大字住

本社創立は寬弘四年にして僧祖光の勸請なり　社傳に曰く　一條天皇の御宇寬弘年中京都北野の側に平等庵と云ふあり此庵に祖光住め り此人は只學問の爲めに假りに僧となりて詩歌を嗜むをことゝし朝勤日夜怠たらさるも其詠吟未た秀美に致らす故に北野社に詣てゝ默禱することゝ七日夜神靈驗ありて志願成就せは諸國を周遊し清淨の地に一社を建立せんと誓けれは遂に詩歌の名人となり諸國を經歷し此地に來り清地を撰ひ茲に一社を創立せんと請願す勅許ありて本社を

建て北野社より御分靈を請ひて鎭祭し一國一社の碑石を建つ境内には八總の梅數十株を植へて繁茂し今尙存せり往時別當寶藏寺にて代々奉仕せり該別當玄道の代慶長九年九月伊奈備前忠次德川將軍家康の命を奉して高三石の黑印を給り后慶安二年德川三代將軍家光之を改め朱印となし德川累代崇敬を加へり殊に衆庶信仰の社なり　社域一千七百十二坪平坦の地に在り境内には老梅林をなして屈曲龍の雲に躍り虎の傲伢に伏するか如き枝を交へ花時には芬香馥郁として滿地雪に埋るゝ如く幽靜にして頗る愛すへし

同村大字多功字城内鎭座

村社星宮神社　祭神磐裂命　根裂命　經津主命　豐城入彥命　建物　本社（間口三間奥行三間）拜殿（間口四間奥行三間）　末社二社　華表一基　氏子（百三十四戸總代員）　社掌同上　社傳に曰く

後深草天皇の御宇寶治三年の創立にして宇都宮右馬頭賴綱の七男多功孫左衛門尉宗朝の勸請なり后享保十年十月神位宗源宣旨を以て正一位を授けらる社域三百六十五坪平坦の地に在り境内森然社宇巨壯にして風致幽邃なり

同村大字下神主鎭座

村社甲神社　祭神日本武命　建物　本社（間口二間奥行二間）拜殿（間口二間奥行九尺）　末社三社　氏子（十七戸總代員）　社掌　本社傳に曰く　景行天皇の御宇日本武命東夷征伐として東國下向の時本村に宿陣し給ふ時里民悉く奉仕せしを以て其褒賞として甲一領を下賜せらる后里民祠を立此の甲を納めて甲神社と尊稱し日本武命を祀り一村の鎭守神と崇敬す社域五百五十坪清洒の地に在り

同村大字石田鎭座

村社石田神社　祭神高龗神　建物　本社（間口一間四尺奥行二間）拜殿（間口三間三尺奥行二間）　末社四社　氏子（七十三戸總代員）　社掌　本社往古は高龗大明神と稱せしか明治維新に際し石田神社と改稱し村社に列せらる社域九百二十六坪を有す

同村大字土神主鎭座

村社淺間神社　祭神木花開耶姫命　建物　本社（間口一間一尺奥行一間半）　氏子（十九戸總代員）　社掌

本社創立年月詳ならす社域一千二百八十五坪を有す

同村大字築鎭座

村社星宮神社　祭神磐裂命　根裂命　建物　本社（間口一間半奥行二間）拜殿（間口三間奥行二間）　氏子（七十戸總代員）

社掌　本社勸請年月詳ならす社域四百九十七坪あり

同村大字鞘堂新田鎭座

村社星宮神社　祭神磐裂命　根裂命　建物　本社（間口一間四尺奥行二間）　末社一社　氏子（十六戸）

（總代員）社掌　本社創立年月詳ならす社域八十七坪あり

藥師寺村

本村は藥師寺、仁良川、下文狹、田中、谷地賀、成田及ひ町田の舊七村を合せて新村を成立し各舊村落を大字となせしものにて其幅員東西凡一里十五町南北凡二里とす藥師寺は其中央に在り民家南北に延ひて櫛比し仁良川其南に在り田中は三部に分れ西は藥師寺に東は田川に沿ひ下文狹は其東南に連れり谷地賀は田川を狹みて相接し地勢頗る平坦にして田川其間を貫流し風土可にして田野開け風俗概して朴直專ら農業に從事し又藥師寺には藥師寺戒檀院の趾あり其他舊跡多く在りし所にして一小驛をなし商業を營めるもの少なからす縣廳を距る陸路五里四丁なり

本村には村社七社ありて其氏子戸數五百九十餘戸を有す

藥師寺村大字藥師寺鎭座

村社八幡宮　祭神譽田別命　神功皇后　玉依姫命　奥殿　祭神天祖天神　祭日陰暦（三月三日九月廿五日）　建物　本社（間口九尺奥行九尺）銅葺　拜殿（間口五間奥行三間）萱葺　神樂殿（間口二間奥行三間半）　奥社（間口六尺奥行六尺）板葺　瑞籬（延長十四間）　末社五社　木鳥居一基　石燈籠六基　氏子（三百五十戸總代五員）　信徒五百戸

社掌戸賀崎音三郎

社傳に曰く本社は　清和天皇の勅定に依り貞觀年中岩清水八幡宮の御分靈を奉迎勸請する處なり其后天喜年中八幡太郎源義家奥賊追討の節當社に參拜戰勝の祈願あり后賊平けるを以て其報賽として神領五戸を賜れる其后代々の武將崇敬ありて社領を附せられ天正年中結城中納言に至るまて本領安堵なりしか后伊奈備前守の支配所となる當時慶長六年本社繩入の時社領變革村高の内より拾石社領として寄附せらる同十年秋田領となる格別領主の崇敬ありて宮殿を改築し社領黑印も明治維新まて其儘附せられたり殊に當社には先例に依り國家に事ある時は領主地頭より國家安穩の祈願を命せらる慶應四年五月中秋田藩主より奥羽平安の祈願仰付らる同年八月東京鎭守府へも國家安穩の祈願せる御玉串を献上す

本社は明治五年鄉社に列せらる同十年行政區畫の都合により村社に列せらる
神職は往古より小島氏にて代々奉仕せり　寶物は源義家公より奉納せる鐵弓六張
結城中納言より奉納せる八咫鏡一面佐野右京大夫の揮毫せる神號の扁額一面を以て社寶とす社域九百餘坪境内低地にして老松古杉翁然として生ひ繁り神寂ひて雅致あり

同村大字成田鎭座

村社星宮神社　祭神磐裂命　根裂命　建物　本社間口一間奥行一間中　拜殿間口二間奥行二間五尺　華表一基　末社二社　氏子三十一戸　社掌

社傳に曰く康曆年中宇都宮基綱の時代字堀の内に該藩吏の館あり其鎭護として一の祠を建て勸請せしか濫觴にして后慶長年間宇都宮家廢亡により字大宮の地に移遷し一村の鎭守神と崇敬す然るに后元錄二年九月村民佛敎宗派の爭論により該神社を二座に分祀し各々祭祀の式を異にす后安政三年九月一村和解の上二座合併し改めて星宮神社と稱す明治五年村社に列せらる社域百六十八坪平坦の地に在り

同村大字谷地賀鎭座

村社星宮神社　祭神磐裂命　根裂命　建物　本社間口二間奥行三間中　拜殿間口二間奥行三間中　氏子四十一戸　社掌

本社創立年月詳ならす社域百七十九坪平坦の地にありて民有第二種なり

同村大字町田鎭座

村社星宮神社　祭神磐裂命　根裂命　建物　本社間口二間奥行三間　華表一基　氏子四十八戸　社掌

本社創立は寶永五年にして天保三年修繕せり社域五百四十七坪平坦の地に在り

同村大字田中鎭座

村社八龍神社　祭神豊玉姫命　建物　本社間口一間半奥行一間二尺　拜殿間口三間奥行二間半　氏子二十九戸　社掌

本社創立年月詳ならす社域百三十一坪平坦の地に在り

同村大字下文狹鎭座

村社春日神社　祭神天兒屋根命　建物　本社間口二間奥行二間　拜殿間口三間奥行二間　末社二社　石燈籠一基　氏子十六戸　社掌

本社創建年月詳ならす社域四百一坪平地に在り

同村大字仁良川鎭座

村社愛宕神社　祭神火産靈命　建物　本社間口二間半奥行三間　拜殿間口三間奥行二間　末社二社　氏子戸數百七戸總代　員　社掌

本社創立不詳社域千百六十三坪を有し字結城街道に在り

吉田村

本村は本吉田、別當河原、上下坪山、絹板、花田、東根、磯部、三王山、上中川島、上下吉田の舊十三村を合せて一の自治團体をなせしものにて其幅員東西凡一里南北凡二里十町に亘り地勢頗る平坦にして本吉田は鬼怒川に沿ひ別當河原下坪山磯部の地は田川に瀕せり風俗敦厚にして專ら農事に精勵す

舊各村維新前は各々其所領を異にし或は佐竹領に或は旗下に又は代官所領に在りしか維新后に至りては宇都宮縣に屬し又栃木縣に屬し第六大區一小區に編入せられ其后數次の變遷を經て遂に町村制に當り合併して新一村となりしものとす

本村には鄉社一社村社十一社ありて氏子四百餘戸を有せり

吉田村大字本吉田鎭座

鄉社八幡宮　祭神譽田別命　祭日八月十五日　建物　本社間口一間奥行一間半　拜殿間口八間奥行四間　神饌所間口三間奥行二間　末社八社　華表一基　氏子七十四戸總代　員　兼社司上野喜重同郡上三川鄉社白鷺神社社司

本社創立年月遼遠にして詳ならすと雖も往時德川三代將軍家光より若干の社領を寄附せられ德川將軍代々崇敬の社にして明治五年鄉社に定めらる社域二千四百五十五坪平坦の地にして社殿の巨大壯麗なるは郡内屈指の社にして境内には若杉森然として生ひ繁り神寂びて雅致あり

同村上吉田鎭座

村社天滿宮　祭神菅原道眞公靈　建物　本社間口四尺奥行五尺　拜殿間口二間奥行一間半　末社三社　華表一基　氏子二十七戸總代　員　兼社掌上野喜重

本社創立年月遼遠にして詳ならす社域七百六十四坪本大字東北端に在り境内平坦にて古松杉森々として欝蒼清洒にして雅致あり

同村大字上川島鎭座

村社星宮神社　祭神磐裂命　根裂命　建物　本社間口四尺八寸奥行五尺六寸　末社一社　氏子六戸總代　員

社掌同上

本社勸請年月詳ならす社域六百六十一坪平坦の地に在り

同村大字磯部鎭座

村社磯部神社　祭神木花開耶姫命　建物　本社間口一間半奥行一間四尺　拜殿間口三間奥行二間　末社九社
氏子六十八戸　總代　社掌同上

本社創立年月詳ならす社域千百七十七坪にして民有第二種にあり

同村大字花田鎭座

村社八幡宮　祭神譽田別命　建物　本社間口二間奥行二間　華表一基　氏子七戸　總代　社掌同上

本社創立年月詳ならす社域二百二十四坪を有す

同村大字三王山鎭座

村社愛宕神社　祭神火産靈命　建物　間口一間二尺奥行一間一尺　拜殿間口二間奥行一間半　氏子六十戸　總代　社掌同上

本社創立年月詳ならす社域三百七十坪にして末社三社あり

同村大字絹板鎭座

村社八幡山神社　祭神不詳　建物　本社間口二間奥行三間　末社一社　拜殿間口二間奥行三間　氏子二十四戸　總代　社掌

本社創立年月詳ならす殊に祭神の如きも譽田別命なりとか古老の口碑にあるも詳かならす社域七百四十二坪を有し清洒の地に在り

同村大字下吉田鎭座

村社稻荷神社　祭神保食命　建物　本社間口一尺四寸奥行二尺　氏子二戸　總代　總社司

本社創立不詳社域百三十九坪を有せり

同村大字中川島鎭座

村社星宮神社　祭神磐裂命　根裂命　建物　本社間口二尺奥行四尺　末社三社　氏子十七戸　總代　社掌同上

本社は八ヶ石に在りて社域四百八十三坪平坦の地に鎭座す

同村大字上坪山鎭座

村社日光三神社　祭神大己貴命　田心姫命　味耜高彦根命　建物　本社間口三間一尺奥行一間半　末社六社　氏子三十八戸　總代　社掌

本社創立年月詳ならす社域一千二百五十七坪を有す

同村大字下坪山鎭座

村社星宮神社　祭神磐裂命　根裂命　建物　本社間口二間奥行一間半　拜殿間口二間奥行二間　氏子四十五戸　總代　社掌

本社は字星宮に在りて社域一千百八十坪平坦の地に鎭座す

同村大字東根鎭座

村社鷲神社　祭神天日鷲命　建夷鳥命　建物　本社四口一間奥行一間四尺　拝殿四口三間半奥行二間　末社六社　氏子三十二戸總代一戸　社掌

本社は字鷲宮に在り社域六百二十八坪民有第二種に在り

宇都宮市

本市は其幅員東西一里十餘町南北一里十八町にして左の街衢に分たる

馬場町曲師町杉原町鐵砲町江野町池上町傳馬町尾上町泉町壽町小傳馬町本郷町清住町新石町材木町境町挽路町茂登町大黒町蓬萊町歌橋町熱木町南新町伊賀町西大寛町大寛町小幡町松峰町河原町一條町二條町三條町四條町花房町日野町劍宮町今小路町下河原町石町元石町中河原町押切町大町相生町千手町小田町扇町清水町宮島町大工町上河原町小門町寺町新宿町小袋町博勞町川向町西原簗瀬宿郷今泉塙田戸祭にして市の中央に國幣中社二荒山神社ありて境地突乎として小丘をなし登れは一望に市街の全景を眺め東西南の三面は田園遠く拓け開濶なる肥土を見るへし北方には八幡の岡陵ありて土地稍高燥なり殊に國道縣道は各所に連亘し東北線日光線の停車場ありて滾箇常に絶へす蜿々たる長蛇の黒烟を吐き

て往復し交通の便に至りては管内及ひ他府縣の市聚地に在り所謂四通八達の要路に當れりと云ふへし

市内名勝舊跡少からす二荒山神社を始めとして招魂社菅原神社琴平神社等あり其他神社寺院數所あり殊に桂林寺には蒲生君平の墓南新町の路傍には表旌碑及ひ八幡山上彊介の墓如何に當時の英雄偉人を見るへく感慨の涙濺けるや其他七木七水八河原の名勝なと風流の韻事を傳ふと云ふ又古來の沿革を尋ねるに宇都宮に城きしは攝政藤原道乘の男道隆の子兼隆の男兼房の長子たる宗圓座主康平年中源頼義奥羽征討の際調伏祈禱の功により下野守護職に任せられ宇都宮城を築きしを始めとし其子孫廿二代慶長二年國綱故ありて所領を没收せられ國除かる此間五百五十年宇都宮を領せり次て宇都宮城主を列擧すれは左の如し

淺野彈正少弼長吉蒲生飛騨守秀行大河内金兵衛奥平家昌同忠昌本多正純奥平忠昌同昌綱松平忠弘本多忠泰奥平昌章阿部正邦次て戸田山城守正德元年越後國高田より入部し宇都宮城主となり三代忠盈に至り肥前の島原に移封せられ松平忠

祇代りて領す安政三年戸田忠寛城主となり數代相襲き戸田忠恕に至り王政維新となり同主華族に列せられ次て藩籍を奉還し宇都宮縣となり亦栃木縣に屬し宇都宮戸長の支配となり明治廿二年町長となり同廿九年四月一日より市長の所轄となる市役所を中河原町に置き現時の戸數六千九百餘戸人口三萬五千餘人を有せり

宇都宮市鎭座

國幣中社二荒山神社　祭神豐城入彦命　大物主命　事代主命　宮司正四位子爵戸田忠友

本社は延奉式内にして往時下野一の宮と稱す明治五年縣社に列せられ次て國幣中社に昇格せらる境地は市の中央に突起したる一高丘にして頂上に本社拜殿殿額殿神樂殿末社寶庫社務所等ありて社殿構造輪奐宏壯にして嚴肅人をして崇敬の心を生せしむ此地甚た眺矚に富み遙に芙峰の白皚々たるを指し近くは筑波峰尖の碧青々たるを眺め西北には黑髮の連山正に呼へは答へむとす亦眼下には全市街を俯瞰し手を以て攫み得へく脚を伸へて踏藉し得るか如し境内には多く櫻樹を植ゑ春時に至れは萬花亂發遠望すれは霞の如く近けは瓔珞を綴るに似たり實に此市の一勝地なりとす故に日々士女の登拜するもの絕ゆることなし

同市鎭座

官祭招魂社　祭神　宇都宮藩主戸田忠恕　宇都宮藩士六十二人鹿兒島藩士十五人山口藩士二人大垣藩士三人岩村藩士二人鳥取藩士七人彦根藩士四人　祭日四月十五日社掌角田十郎　本社は明治五年十一月の勸請にて舊宇都宮縣知事戸田忠友及ひ同藩士一同の創建にして戊辰東征の役大義の爲に斃るゝものを祀しものにて畏くも　今上天皇陛下東幸の時　勅語及ひ祭祀料を賜はられ其命を大義の爲に致すを追賞せられ噫幽冥知るあらは應さに聖恩の洪大なるを感泣するなるへし境地は馬場町曰ヶ峰の頂上に本社拜殿社務所等ありて境内には櫻樹を植へて社殿を圍繞し花時には滿地雪に埋るゝか如く冷香水の如く人を撲て來り亦四方眺望絕奇なるを以て市中の士女來り遊ひ亦日々詣するもの少なからす

同市大字戸祭字中城鎭座

村社高龗神社　祭神高龗加美　祭日陰曆九月廿九日　氏子三十六戸總代八員　社掌小田切光

信同市大字岡三十六番地住　建物　本社間口二間二尺奥行二間　末社五社　石華表一基　社傳に曰く當社は戸祭備中守の創建にして世々の城主崇敬の社なり境内百六十五坪にして本社巽方に向ひ高隆の地にあり東北は連山西南開豁にして宇都宮市街を一瞰し社殿宏壯石の華表は明治廿八年の新築にして頗る巨大なり亦石燈籠左右に並列し景趣幽邃なり

同市大字簗瀬鎭座

村社高龗神社　祭神高龗神　建物　本社間口二間奥行二間半　末社一社　氏子五十五戸總代一員　兼社掌　角田十郎　本社創立詳ならず社域二百九十一坪平坦の地に在り

同市大字宿郷鎭座

村社八幡宮　祭神譽田別命　建物　本社間口五尺六寸奥行三尺四寸　末社　四社　氏子六十六戸總代一員　社掌　社傳に曰く　後冷泉天皇の御宇天喜年中源義家奥州征伐の勅命を奉し奥州下向の時將帥宇都宮に淹久す時本社（草結寶殿）に詣て賊滅を祈願す遂に康平五年壬寅十一月廿九日賊貞任を誅して奥州悉く平け凱旋の歸途草結の寶殿に謝し改造して輪奐たる宮殿となせしと云ふ故に今に里俗草結八幡宮と云ひ傳ふ社域三百四十三坪平坦にして清洒の地に在り

同市今泉字天王鎭座

村社八坂神社　祭神素盞嗚命　建物　本社間口三尺奥行三尺　拜殿間口二間奥行二間半　末社三社　氏子可七十一戸總代一員　社掌　本社創立詳ならず社域二百十三坪を有す

同市西原字瀧谷鎭座

村社瀧尾神社　祭神田心姫命　建物　本社間口一間奥行一間半　拜殿間口二間奥行一間半　氏子二十二戸總代一員　社掌萱生英尊　本社創立詳ならず社域三百三十四坪を有す

同市大字戸祭鎭座

村社高龗神社　祭神高龗神　建物　本社間口五尺奥行一間　鳥居一基　氏子四十二戸總代一員　社掌　本社は字西原に在りて社域九百四十一坪平坦の地に在り

同市清住町鎭座

無格社菅原神社　祭神菅原道眞公　祭日陰暦正月廿五日　信徒九十五戸總代一員　社掌重田敬宇都宮市清住町　建物　本社間口四尺奥行四尺瓦葺　末社五社　水盤屋一棟　社傳に曰く應永三丙子年宇都宮下野守持綱の母桂林院殿禪尼深く信仰せられ松峯町松峯

山桂林寺境内へ勸請せられしか今を離る三百年前宇都宮城改築の節今の清住町へ桂林寺と共に移轉遷座せしむ以來桂林寺の鎭守神とし代々崇敬し宮殿の修理を加へしか明治元年兵燹の爲に拜殿其他の社宇悉く燒失し只本社のみを殘せり明治五年神佛分裂の制度に隨ひ桂林寺境内を分割し菅原神社の境内地となし宇都宮二荒神社の攝社とし清住町の負擔に屬せしか今の社掌重田氏を推擧し縣知事の認可を得て獨立して無格社となる境内は清住町通り往還より三十間東側にあり社域二百四十六坪高峻の地にして梅櫻枝を接て相連なる東は直に斷崖數十尺の下に釜川の流れを隔て塙田戸祭の耕地を越へ八幡山を望み宇都宮市街は栃木縣廳を始め二荒山及ひ招魂社南に向ひは監獄署宇都宮舊城址を下瞰する等殊に絶景なり毎歲の祭典には賽人屬集して境内ために雜沓を極む

同市清住町鎭座

無格社琴平神社　祭神大物主命　祭日陰曆三月十日　信徒六十戸　社掌同上　建物

本社 間口四尺 奥行四尺 板葺　拜殿 間口三間 奥行二間 栃葺　神樂殿 間口三間 奥行三間　鳥居一基　社傳に曰く勸請年月詳ならず往古より菅原神社の傍に少さき石宮に齋き祀れるなり此境内

に接續せる武田好彌か深く信仰祈誓せしに屢靈驗の著るしくありしを聞傳て遠近の人々詣するに至る玆に明治の初年東國の人若松鐵五郎なるもの武田好彌を訪ひ來りて曰く我れは琴平神社を尊崇すること年久し故に種々の神恩を蒙りし事あり君も又琴平神社を敬すると聞く故に來りて接するなりと好彌も亦其信心の厚きを感賞し互に神恩の厚深なるを語りて止まず滯留すること數十日終に好彌と兄弟の交誼をなすに至れり之に依りて相互に戮力同心して當社殿を改築せん事を謀りしなり是より先き生國にて土方職をなせし時領主城中に土木の事あり鐵五郎其工事を請負城中に出入地固めに從事し人夫と共にきやり拍子の歌を嘔唱す其音聲の嘹くを城主某の令孃聞へて心動き戀慕の情發し鐵五郎に相見んことを切に欲せられ折しも鐵五郎工事の爲に奥庭に來りしを幸ひに令孃忽に鐵五郎を見留め密に出て近つき告くるに其情實を以す鐵五郎大に驚き其義に於てなすべからさるを說くも令孃言を容るの色なく玆に於て鐵五郎意を決し相携て走る領主大に怒り命を遠近に傳へて搜索甚た嚴なりしかは數日を出てずして捕らる鐵五郎嚴刑に處せんとす期日に至る前一夜領主某の枕邊に神あり告て曰く

鐵五郎を刑する時は必す三日を出てずして汝も又亡ふべしと云故に汝は誰なるやと云ふも敢へず金色の幣となりて天空に登ると夢覺めて驚き有司を召して鐵五郎を尋問せしに鐵五郎曰く有る無し只常に琴平神社を崇敬すると答ふ領主手を拍て果して之なりと終に鐵五郎の罪を赦し問はさりしとはなりぬ是誠に平素信仰する琴平神社の救護なりと愈信心して祈誓すらく又生涯女人に交通を斷ち直に旅裝を整ひ讃岐國琴平神社に詣り祈誓する數日護身の神符を請ひて齎し常に奉戴して怠ることなしと云ふ鐵五郎遂に病を得て宇都宮にて死す將に瞑せんとするに及ひ好彌に云ふて曰く予死する後は魂魄必す讃岐の琴平山に至るべしと言終りて瞑す鐵五郎歿するまて生國又災害に罹りし處を告けさりき時宇都宮某寺住職宗用の爲めに京都に上り事終りて將に歸宮せんとして東海道を下る某宿に至れは鐵五郎旅裝して上り來るに逢ひ住職曰く汝何れに行く答て讃岐の琴平神社に詣せんとす貴僧幸に歸宮の日此地に逢遇せしことを我か叔父に傳られよ殊に我叔父の家は貴寺の旦徒なれば將來懇篤の交信を望む某僧諾して互に東西に別る、歸宮の日直に叔父の家に到り鐵五郎の傳言を通知するに叔父某曰く此必ず別人ならん彼れは既に死去せり指を屈して算するに貴僧の會偶せし日は死后の三日目に當る此に於て互に驚愕して須らくありて是必す鐵五郎の靈魂ならんと云へ居りしに好彌此事を聞へて正に靈魂なり彼れ先きに瞑する時我に告くるに死すれば必ず琴平山に行き魂を止めんと遺言せりと信徒等此事實を聞傳ひ奇特を唱へて止ます故に鐵五郎の靈を奉招して祭典をなす好彌又程なく讃岐に參拜し同地に於て病歿す故に本宮の近傍の寺院に葬りたり其后武田好彌の妻とり子亡夫の遺志を繼きて明治九年中琴平神社の神社加列を官に請願して公の認可を得自已の所有地七十二坪余を奉納して民有社地となし宮殿を新築す亡武田好彌嗣子なし依て同町小池吉造の二男を養ひて相續せしむ又小池吉造も深く信仰し百般の整理に力を盡し神樂殿を新築し大々神樂講社結成等に其他種々功勞ありしも元來商業者にて忙しきを以て同廿五年中將來の保存方法萬事を清住町へ倚頼し町民一般の負擔となす社掌を推薦し重田敬を以て兼務せしむ明治

年中本縣知事樺山夫人敬神の心深く毎に本社に詣せられ數十株の櫻を献納せられ境内に植付今將に盛隆にて春時に至れば爛熳たる万朶白雲の如し二荒山招

魂社の櫻樹と相映し艶色の競ふるに至る故に社掌重田敬か櫻の彌や盛りに茂るを喜ひて此の由縁を永遠に殘さんとて社頭の櫻と云ふ歌の題を撰び樺山夫人を始め有志に乞ひて和歌を蒐集す詠歌數多あれと煩を略きて其一二を出す

手向にし神のいかきの若櫻八千代をかけてさき榮ゆらん
樺山直子

おもひつゝ神にさゝくる花櫻千代萬世の春に匂はん
重田敬

すか〳〵しみかきの花の色をこそ手向し人の心とは見れ
梅園春雄

若櫻神のこゝろにかなひてそうへます君を千代まもるらん

本社境内七十二坪余高燥の地にして東は直に釜川の流れを望み南北菅原神社の境内に接し櫻樹蓊蔚として圍繞し景趣頗る深邃にして常に賽人多くために提灯額面及常夜燈數際りなく献納あり

下野神社沿革誌附錄

栃木縣神職傳記

河内郡部

宇都宮市部

上野喜重氏傳

諱は喜重上野氏は天保十二年七月十六日を以て下野國河内郡蒲生（今上三川町大字上蒲生）村に生る父を上野河内守喜昌母は松子と稱す弟妹八人あり曰く喜世子喜江子庄三郎千代吉信一郎國子美代子とす氏七歳にして柳田懿春の門に入り皇漢の學を修むる十年安政五年二月同郡大山村伊澤作右衛門の長女竹子を娶りて一男を生む則ち正訓なり其先淡海公六世の胤民部大輔良晴を以て祖とす此より先田村將軍東下の時蒲生大神を崇敬して良晴を召して本社の神事を司らしめしより世々其職を襲き既に氏に到て三十八世の長久を得る氏は文久二年上京し神祇管領長上卜部家に從ひ祭式作業の傳習を受け翌文久三年正月廿一日先考の職を襲ひ正一位蒲

生大明神の神主に補せられ上野丹後守と稱す明治元年世襲の職制を廢せられ更に同六年四月宇都宮縣廳に於て國學試驗に及第し同年五月七日を以て本郡元吉田村鄉社八幡宮の祠掌に拜し村社十四社の兼務を命せらる續へて內務省より權訓導に補せらる同十七年九月二日更に本郡上三川村鄉社白鷺神社及び元吉田村鄉社八幡宮の祠官に進み村社廿六社の祠掌を兼務す同廿一年三月を以て權中講義に昇り同廿二年本縣皇典講究分所擔當委員に撰まれ同年七月權大講義に累進す同廿五年二月本縣神官會議員に撰出せらる同年三月廿九日河內郡神官取締支所長に推薦せらる同廿七年神職會議員に本郡取締支所長に再撰せらる噫哉氏は衆に推れて其職二月第三回改撰にも神職議員幷に支所長に再撰せらる同廿九年務に上り拮据黽勉して諄々倦ず故に其筋より屢賞典を賜はれりと云ふ氏天資溫厚にして謙遜の心深く加ふるに深沈なるを以て滋々衆に愛敬せらる蓋し氏の如きは神職として誠に恰當の人士と云ふべし

阿久津周貞氏傳

諱は周貞阿久津氏は天保十一年五月十一日を以て下野國河內郡町谷村（今豊岡村大字町谷）に生る幼名を濟字は德潤桂園と號す其先下野益子の城主益子若狹守長興の孫彈正盛隆とす盛隆奧州三倉崎阿久津の庄を領す故に阿久津を氏となす後ち下野壺谷郡氏家川崎の庄卯の花の里釜ヶ城に住す其子孫阿久津甲斐守賴隆同丹後守同內膳正同久左衛門同三河守長隆皆宇都宮の旗下たり慶長二年十月宇都宮國綱罪ありて豊臣秀吉より追放せられ一族旗下共に所領を沒收せらる時に長隆は畠山氏（下野河內郡二十六ヶ村領主）に舊緣により客たり后又畠山亡ふ依て畠山の舊領河內郡町谷村に土着して修驗者となり大昌院と號す子孫本山修驗を以て相續く降りて艮朔醫術に通す嗣子なし天保八年七月を以て日光輪王寺法親王の侍臣添田惟清の三男を嗣子となす之を艮平字は玄隨道玄と號す奧州白河蛭田玄仙の門に入りて醫術に委しく其名四方に普くし氏は實に艮平の長子にして天資廉直深沈學を好み嘉永三年三月より同六年十二月まて水藩玉垣富隆に從へ漢學を修む安政三年七月東都に出て幕府醫學教諭喜多村安正を師とし醫學を修業す又多紀淺田の二門生と互に通學し深く醫術に意を注く又田口文藏に就て深く經義を學び文久二年十二月鄉に歸り町谷村に醫術を開業す傍ら近鄉の兒童に讀書習字を教授す明治二年十月

より梅園春雄に就て皇典學を學ふ同六年四月宇都宮縣廳に於て國學試驗に及第し同年五月河内郡大桑村郷社平田神社の祠官を拜し同年同月學校係を兼務し同年十二月本縣中教院創立委員を申付られ同七年十二月學事の儀格別勉勵に付本縣廳より金員を賞與せらる同八年四月本縣中教院に於て講究を卒ひ同年十月本縣中教院を栃木町縣社神明社内へ新築の擧あり依りて若干金を献す同年十一月教部省より權少講義に補せられ同九年六月本縣學區取締を申付らる故に事務倥傯たるにより本官平田神社祠官を辭す同十年十二月學區取締を辭す同十一年九月同郡芹沼村々社高男神社の祠掌を命せらる同十二年二月より同十六年十二月まて同郡大澤種痘所鑑定方申付られ同十三年七月より同十四年十二月まて本縣貧民患者施療醫申付らる同十六年三月本縣皇典講究分所創立委員申付らる同年六月檢疫事務格別勉勵に付本縣より慰勞金を下賜せらる同十七年四月内務省より内科醫術開業免狀を授與せらる同十八年一月栃木縣皇典講究分所に於て三等試驗に合格し同廿七年より引續き本縣神職會議員に本郡神職取締支所幹事に當撰せられ同三十年十二月權大講義に累進す氏は此の如く神職に教育に醫道に盡せりといふべし宜なる哉昨三十一年門人及有志者協力して氏の一大壽碑を本大字内に建設して氏の高德を頌賛するに至る蓋し才德兼備の士に非ずんば何ぞ如斯を得んや

外鯨升氏傳

通稱は升雅號田瀕外鯨氏は慶應三年九月二十一日を以て下野國河内郡德次郎村（今宇都宮市大字德次郎）に生る氏の家は世々修驗職にして神佛両部に從事し傍ら農を業とす明治維新に際し氏の父結城復飾轉身一意專心して神に奉仕す明治六年本村郷社智賀都神社の祠掌に拜す氏は實に其長子にして初より學を好み年拾三にして宇都宮神道小教院に入り皇漢學を學ふ漸々其業を修めて郷に歸る后梅園春雄翁に就て皇漢學を研究す時恰も不幸にして父病歿すこれによつて郷社智賀都神社祠官欠員となる故ら父の遺志を緒ぎ同社の祠官を拜す是れ明治十八年の七月なり同十九年四月同郡國本村大字岩原村社岩原神社祠掌兼務を命せらる同廿五年栃木縣神官取締規約設定委員に撰まれ引續き本縣河内郡支所幹事に推撰せらる又本縣神官會議員に擧けらる尚滿期再撰せらるるも固辭して就任せす同廿六年十二月

より廿七年二月までの間に本郡本村大字大綱村社高竈神社同村大字上横倉村社多藤神社同村大字下横倉村社保古神社同村大字上金井村社湯殿神社同村大字下金井村社湯殿神社の社掌を兼補せらる同廿六年十二月廿五日を以て本縣神官取締所より職務格別勉勵に付金若干賞與せらる同三十一年四月廿一日を以て本縣神職取締所長戸田子爵より本支所創立以來格別心力を盡したる段殊勝につき特例を以て祝詞全書一部を賞與せらる氏性沈勇明達志尚にして能く人を容るの器を具ひ專ら其職を奬勵し傍ら子弟を薫陶し其の教育を受しもの數百人に上る噫氏の洪德萬世に朽ちずして益す子孫に榮花を傳へん實に忠亮德望の人に非ずんは何そ能く斯の如きを得んや

栗原千族氏傳

栗原は藤氏にて其先は天津兒屋根命廿一世の孫贈太政大臣大職冠鎌足公の末裔栗原但馬守を祖とし世々宇都宮家の臣僚たり降りて栗原豊後守代に當り宇都宮國綱故ありて國除かれしより同郡西川田村に土着し宇都宮主家崇敬の社たる星宮神社の神主となり代々該社に奉仕す後十三代の孫同大和守の氏は長子にして弘化三年九月十日を以て下野國河内郡西川田村（今姿川村大字西川田）に生る幼より穎敏學を好み和漢の書に渉獵すること數年頗る精通する所あり稍長して父の職を繼き星宮神社祠掌を命せられ尚進んで同郡城山村大字飯田村社湯殿神社同村大字駒生村社高竈神社同村大字田下村社高竈神社同村大字荒針村社琴平神社及ひ無格社星宮神社上都賀郡菊澤村大字栃窪村社君子神社の社掌を兼補せらる殊に教導に志厚く遂に少教正に累進す氏は亦諸官衙學校の建築道路開修等に献金をなしために其筋より賞品賞狀を授與せらる尚斯道に盡すを以て再三の褒狀を賜はらる氏資性深遠溫雅にして矯飾なきを以て滋々衆の愛敬せさるはなし

重田敬氏傳

沈勇にして果斷溫雅にして雄武なるの士は蓋し重田敬其人なる哉氏は弘化二年二月十一日を以て江戸（今東京市）駿河臺に生る氏か家は輪王寺一品親王の侍臣にして父を大澤祐助と稱す氏は其二氏にして天資聰明幼より學を好み漢學を昌平大學に講じ國詩を井上文雄石川維治に學ふ万延元年出て竹内氏を繼き將軍德川家茂公に仕へて納戸役を務む時年十六文久二年自から乞ふて武官となり京都守護職

松平肥後守に屬し京都に在勤すること二ヶ年適武田伊賀反するに際し德川慶喜に從ひ越前國敎賀に出陣す賊忽ち降伏す直に京師に凱旋賞を賜はらる慶應二年陸軍士官に轉任し命に依りて佛蘭西式軍隊傳習を受く續て步兵指揮官に任せらる再び京都の守護を命せられ隊を引卒して上京す時桑名藩松平越中守銃隊組織につき敎授官を兼務す德川慶喜將軍に任せらるや御料地農兵取立の命を受け步兵指揮官頭取兼軍事係を命せらる德川慶喜公大政返上將軍職辭退せしを以て王政維新となる此に於て德川家達を靜岡に封し駿遠三の三國を賜ふや氏は家達公に隨從して靜岡に移轉し地方官に任命せられて遠州橫須賀にある一ヶ年癈藩置縣の令出るに際し東京府屬官に任せらる續へて地租改正幷に地方稅發行府會開設につき皆創業事務を擔任す就中地方稅賦課法稅率の如きも其當時全國に行はるゝ處は氏か東京府在職中に考案を創設したるもの多し又東京府會の說明委員を命せられ第一回の擧に衝り後每開會の委員の命を受け稅方其他規則を制定したるもの多し氏又東京府に職を奉すること十一年在職中賞を賜はる十數回に至る遂に病の爲に明治十六年十二月を以て職を辭す直に家を長子に讓り退隱す曾て亡父の遺命により親族中の癈家を再興し姓を重田と改む氏素志ある處の神敎に從事し敎導職となり布敎に盡力せしを以て權大講義に累進す同二十一年宇都宮淸住町人民の推薦により同町へ移住し本縣皇典講究分所の學階試驗を受け及第して學階證書を得て同町鎭座菅原神社及ひ琴平神社の社掌に補せらる氏滋々其職を盡すこと謹麗溫恭なり氏幼より好みて武藝及ひ謠曲茶道挿花の奥儀を極む蓋し才德兼備の士にあらずんは何んぞ斯の如きを得んや

土屋鐵衛氏傳

氏は下野國塩谷郡氏家鄕富野岡村の人弘化元年九月廿五日を以て生る父を秋元民藏といひ氏は其二男なり明治六年三月出て當國河內郡今里村（今羽黑村大字今里）土屋家を繼く其中祖土屋法養修驗道に志し慶長六年中聖護院宮の允許を得て今里山威德院と號し本山修驗たり殊に本村鎭守高尾稻荷愛宕三社の別當職を兼ぬ后十二代二峰都法權大僧都法印里仙は氏の養父にして維新の際復飾土屋忠則と改め三社の神主となる明治五年の改正に職を止む氏は明治六年四月宇都宮縣に執行せる國學試驗に應し及第して同年五月七日を以て第二大區七小區の鄕社羽黑神社の

祠掌を申付らる殊に第二大區七小區の村社祠掌の兼務を命せらる中祖法養法印神社別當たりしより十三代にして氏に至ると云ふへし氏は幼名を喜代松と云へ幼より頴悟學に志ざし人となり溫厚沈勇にして治亂興亡盛衰の軍書等を讀むを嗜み遂に武道に志し以て一身を立てんと欲す文久元年の春俳諧の道に入り江戸の菊守園見外の門に入り拮据黽勉して學ふ事二年俳名を東沐菴毛川と號す同二年十月歸國せしか是れか府內に出入するのかけ橋とはなりぬ慶應元年四月再ひ江戸に出て竹中丹波守の家臣となり奉公の側には大森六行に隨ひ漢學及ひ炮術を修め又井上文雄に就て和歌を學ふ同三年の冬主家に暇を乞へ同四年四月會津の臣渡邊某の組織せる純義隊に投す直に上總下總の地に赴き同月廿日の曉岩井宿に於て官軍と抗戰す氏は出陣以降戰勝を日光東照宮に祈誓を平常とす氏下總を退き以て下野に入り日光山を遙に拜して奥州白川に至る棚倉相馬及ひ羽前の米澤の間に戰爭すること七回八月十日若松城に入り松平宰相に謁し同月十六日越後方面津川龍か峯に出陣す即時に破れ小田附町に退き暫時屯集す其間に戰ふこと三回十月仙臺に赴く氏は其時第二番小隊指揮官となり劍戟炮火の影聲銳き時徐ろに鄉里を夢む其感情果して如何例令生死の間に談笑するも窃に戎衣の袖を沾するあらん其苦其情を追想して止まさらんや氏は又同地に於て恭順を堅く守り官軍に降伏して謝罪す遂に聖世の運に逢ひ寛典の所置を以て死一等を減せられ鳥取藩に護送せられて東京德川邸に渡さる謹身すること一百日明治二年三月刑法官より松平出羽守へ客分として御預けとなり東京市中警衛の任に當り同三年四月まて精勤す爰に於て朝廷より罪惡を免さる依て歸國を請願し許されて歸鄉し老父母の心を安せんか爲めに同年六月本國播谷郡乙畑村へ私立學校を開き三十餘名の生徒を敎育すること三年其間獨身にして自ら炊事をなし僅に人世六十年の其半はまて夢の間に只世を過こしたるを顧みてよめる歌に「徒らに數へて見れは吾としもやかて三十路になるそ悔しき」と氏は明治八年一月廿四日敎導職試補を命せられしより同十年權訓導に補す同十七年本縣皇典講究分所に於て試驗を受け三等假學證を得る同十八年四月訓導に同廿一年權少講義に累進す同廿五年三月河內郡神官會議員及ひ本郡神官取締支所幹事に推撰せらる同廿六年十二月本縣神官取締本所より職務勉勵として若干の金員を賞與せらる同廿

七年三月神職會議員改撰に際し再撰せらる如斯く斯道に盡して三十餘年一日の如く諄々倦ます頗る賞すへし氏又敎導に熱心にして明治六年より同三十一年十二月まて佛式を改め神葬祭の國式に執行したる者八百有餘名にのぼる實に管内屈指の先導者にして衆庶の能く信仰をなすは蓋し氏か至誠至情已れに感して人を感せしめ已れ勤めて人を敎ひしによるなりと云ふへし

萱生英尊氏傳

氏は萱生諱は英尊天保六年八月廿五日を以て下野國河内郡宇都宮町松峰町に生る其先は紀武内宿禰廿八世の後裔春日五郎實高より出つ紀氏の正統なり武藏國に住す降りて八世春日部三郎左衛門宗實南朝に武功ありて延元四年後村上天皇の輪旨を得て伊勢國朝明郡の郡司に補せらる其子春日部隼人正宗方同國同郡萱生に筑城して居住す故に春日部を改め萱生を氏となす降りて六世大膳佐俊家の代織田信長の先鉾瀧川將監一益三千餘騎を以て攻め來りて城を陷いられ遂に破れて參河國渥美郡田原に潜す該地は慶長六年戸田尊次の所領となる此より戸田家の臣となり明治維新の后廢藩置縣の制度まて戸田家の臣たる九世にして世々觀察銃頭旗手長の役を勤めたり氏も又父東の後を繼き其職に從事す資性聰明にして洸毅なり幼より學を好み皇漢の學を某々等に就て修め亦武藝柔術を嗜み學ふ事數年明治十年五月下野國河内郡荒針村郷社鳴雷神社祠官を申付られ同年八月乙第二百五號縣令に依り一時癈官となり同年九月村社鳴雷神社祠掌に轉任す同十一年四月敎導職試補となる同十七年十月本縣皇典講究分所に於て皇典學の試驗を受け三等假學證を授けらる同十八年三月權訓導に進み同年十月訓導に同廿一年八月權少講義累進す同廿六年四月河内郡城山村大字荒針西耕地村社琴平神社宇都宮市大字西原村社瀧尾神社の社掌に兼補す氏又武術及ひ音樂を好み皆奥儀を究む蓋し才德兼備の士にあらすむは何んそ能くせさる以所なり

小林清一郎氏傳

通稱は清一郎氏は小林下野國河内郡宮山田村（今羽黒村大字宮山田）に於て元治元年二月を以て生る其先は小林多氣雄なり輕津主命の臣屬にして東國に降りて悉く邪神を平け遂に常陸國鹿島の郷に止り住す降りて五十六代の孫小林美氣丸神護景雲年中日光山宮殿造營ありし時此工事に從事し下野國に移轉し都賀郡明神村住す其

嫡男親種より十一代の裔孫小林常房に至りて下野國南摩の豪賊討伐の台命を拜し數月にして其黨類を伐ち平け上宸襟を安し下民の苦難を救ひし其功により正七位に叙せられ下野國加園郷を領し甲斐守に任ず常房の后十一世裔胄小林大學正基晴寛正五年水橋の城主大膳太夫と領界を爭ひ爲に兵端を開き遂に戰ひしか粕尾舘主齋藤等援兵の爲め勝つ能はず遂に族臣と共に諸方に離散して皆民間に降る遂に山田の郷に止る后小林常房の功勞あるを以て文明二年下野國神祇副使小別當に補せらる次に基定基興基盛基將將勝も皆先例の如く其職に補す次に其子小林志摩藤原勝唯を以て宮山田村高龗大明神幷に羽黒山大權現の神主職に補せらる次に小林右京介同内膳正同雅樂同勝則も皆高龗羽黒山三嶽山大權現の祠官に補し神事參勤之時は風折烏帽子狩衣を着し專ら社格を守り大平精祈を抽んずべき旨を裁許せらる次に寛保三年二月を以て小林勝昌次に明和六年十月を以て同主水勝正次に寛政九年二月を以て同勝義次に弘化三年十月を以て同勝憲も皆先例により同社の神主職に補せられ社職相襲き且里正頭役をも兼務せし家柄なりしも明治維新に際し天下の神職一般世襲の職を解れ精撰補任の布告に基き氏か父内喜は明治九年十一月を以て本縣中教院に於て國學試驗を受け及第し同年十二月更に本郡宮山田村々社高龗神社祠掌に拜す氏は實に小林内喜の長子にして資性篤實溫厚沈毅にして幼より學を好み明治七年より本村小學校に入り同十五年四月小學の業を卒し后宇都宮渡邊誠造に就き和漢の學を研究す同十七年十一月本郡今里村外五ヶ村戸長役場詰用係を勤務す同十八年三月徵兵適齡に當り徵兵檢查に合格せしを以て心潛かに喜びて職を辭し入營期日を待つ不幸にして抽籤結果により豫備徵員に編入せらる同廿五年十一月大和田茂敎上野正訓の両門に遊び皇典學を修め本縣皇典講究分所に於て同廿六年三月試驗を受け八等司業の學證を皇典講究本所副總裁より授與せらる后氏は衆庶の推撰を以て同廿七年一月本村本大字村社高龗神社の祠掌を命せらる噫氏の家は祖先多喜雄より氏に至るも一世たに他亂を混へず血統連綿として繼續するは實に珍らしきことにあらずや又神に事へしより十一世の久しきに及ふ何ぞ偶然にあらさるなり

福田彌惣治氏傳

諱は左近通稱は彌惣治福田氏は天保四年正月廿日を以て下野國河内郡大渡村

今豊岡村大字大渡 に生る其先は福田縫殿之介藤原吉季を以て中祖とす元和二年神祇官より本村貴船神社の祠官を命せらる次に久太夫次に右膳次に志津摩何れも同社の祠官に補せられ神事參勤の時は風折烏帽子狩衣を着し社職格式を守り太平精祈を抽すへき旨神祇官より裁許せらる氏も亦其職を襲き萬延元年十一月上京先例により同社の祠官に補せらる明治十二年七月一日を以て本村四等戸長を申付らる同十四年三月卅日を以て三等戸長に昇進す同十五年一月十七日を以て本村々社貴船神社の祠掌に命せらる同十六年六月廿一日檢疫事務格別勉勵につき本縣廳より慰勞金を下賜せらる同十七年七月十八日を以て村會議員に撰まる同十八年三月十八日を以て本縣皇典講究分所より皇典學試驗の成績により三等假學證を授與せらる同十九年八月廿日再ひ村會議員に撰まる氏は其心着實にして仁愛の情に篤く沈毅にして禮節を重んし神に事へ人に接して謹麗溫恭の士なる哉

中里乙吉氏傳

姓は藤原氏は小野氏の家は代々同村白山神社の祠官たりしか故ありて明治九年七月同村中里啓作の養子となり氏を改めて中里と稱す其祖小野丹後守藤原廣林次に藤原廣好も丹波正と稱し其職を繼き次に藤原廣重俗馬正と稱し嘉永五年二月を以て同神社の祠官に補し其職に從事眼勉せしも王政一新にて天下一般世襲の職を解る依て明治二年十一月神祇官より改めて同村白山神社の神主職に補せらる同五年神官改正に際し一時職を止めしが同十三年同神社の祠掌を拜し同廿七年まて勤續せり氏は實に中里數衛藤原廣重の長子にして慶應九年九月廿七日を以て下野國河内郡中里村 今羽黒村大字中里 に生る幼より學を好み中里小學校にて業を修め后ち外鯨升に就へて皇漢の學を修め明治廿七年三月本縣皇典講究分所に於て皇典學の試驗を受け成績により八等司業の學證を皇典講究所副總裁從一位久我建通より授けらる同二十七年同村大字同村社白山神社の社掌に補せらる氏人となり堅守にして神に事へ人に接して謹麗溫實なり故に衆の氏に望を措く信なる哉

河内主善氏傳

氏は天保二年六月を以て下野國河内郡下川俣村 今壬生町大字下川俣 に生る氏の家は代々本山修驗にて本村高龗神社の別當職を務む父は勝學と稱し氏は其長子にして幼より

顯邁學を好み和漢の書に渉獵す嘉永七年二月夷狄退攘祈願の命令により速に上京聖護院法親王に供奉し紀州友ヶ島及ひ葛城外十五箇所に於て祈願し二峰都法權大僧都となり明治維新の際復飾し以て神職を奉し高龗神社に專心奉仕せり明治五年神官改正に退職す同六年四月宇都宮縣廳に於て國學試驗に及第し同年五月七日を以て同郡岡本村鄉社日吉神社祠掌を申付られ同九年五月三日を以て同郡石井村鄉社高龗神社祠掌に轉任し同廿一年一月六日を以て下川俣村村社高龗神社祠掌に轉す同年十一月二十一日を以て權少講義に補せられ同廿五年二月より同廿六年十二月まて同村々社五社の兼務を命せらる氏資性溫厚忠直益々斯道に盡して倦まさるは氏の洪德萬世に朽ちさらむや

相澤藏人氏傳

氏は明治元年八月廿五日を以て下野國河內郡相野澤新田（今田原村大字相野澤新田）に於て生る氏の遠祖は天津兒屋根命の孫大職冠鎌足公の後胤內藤備後守より出つ其孫內藤孫右衛門尉政高越中國新川郡正卯鄉に住す后岩城に住す姓を改めて岩城とす其孫岩城入道政置より九代降りて岩城玄仲なり其の二男政壽の嫡男顯學醫術に志し修業の爲め諸國を徧歷し歸國の途次會津郡倉谷村（今岩代國南會津郡相原村大字倉谷）に止まり氏の父其邑の修驗大寶院の嗣子となる后離別して安政三年十二月十三日河內郡相野澤新田相澤院を繼く氏の家は優婆塞にて傍ら稻荷神社の別當職を兼ぬ維新に際し別當解職せらる氏は幼より顯邁學を好み田原小學校に於て普通學科を卒業し后小川氏宣に隨へ漢學を學ふ又梅園春雄に就て皇學を研究す明治十一年五月廿七日を以て下野國河內郡相野澤新田村社稻荷神社祠掌を申付らる同十二年八月敎導職試補を命せらる同十八年十月權訓導に補せらる同十七年十一月本縣皇典講究分所に於て試驗を受け三等假學證を授與せらる同十九年十一月より同廿年十二月まて福島縣磐城國楢葉郡井出村小學校の授業生を勤務す同廿一年二月權少講義に進み同廿一年八月より同廿二年三月まて上都賀郡上石川尋常小學校授業生を勤務す同廿三年より同廿五年まて田原村役場書記に推撰せらる同二十九年一月より田原村役場收入役代理を勤務す氏資性溫慈深遠にして篤實なり殊に氏は蠶業改良に心身を傾け繭糸品評會を起す等廢馳なく誘導に盡力少なからすと云ふべし

狐塚小三郎氏傳

氏は明治五年十一月廿日を以て下野國河内郡磊村（今豊岡村大字磊）に生る父を吉三郎といひ其長子なり氏の家代々本村高男神社の祠官たり幼にして某々の門に遊ひ皇漢の學を修む尚進んで明治廿六年一月本縣皇典講究分所に於て皇學の試驗を受け同年二月三日を以て試驗の成績に依り八等司業の學證を皇典講究所副總裁從一位久我建通公より授けらる同廿七年を以て下野國河内郡豊岡村大字磊村社高男神社々掌に補せらる噫氏は英邁幼より學を好み天資溫慈篤實謙にして外に誇らず想を内に煉つて他日大成を立つるの人乎

手塚源一郎氏傳

其心溫慈にして仁愛の情に深く沈勇にして慇懃の士は手塚源一郎氏なり氏は文政九年十二月廿六日を以て下野國河内郡大桑村（今豊岡村大字大桑）に生る父を源右衛門と云ふ氏は其長子なり氏の遠祖は大和國司村上和泉にして人皇四十九代稱德天皇の御宇奥賊叛するに及ひ朝命に依り禍稗となり奥州に下り賊を討ち民を撫て漸くにして天應元年に至り亂全く平く朝廷師を返すに及ふ殘黨所在に潜匿するのみならず當地は奥羽の咽喉に充るを以て爰に止り之を鎭撫す后ち地を略し民を殖し遂に住す后ち變遷沿革數百代の后姓を改めて手塚と稱す寛永廿一年十月高祖父源右衛門水戸宰相より本陣を命せられ爾后維新の際まて依然として本陣たり氏は幼より學を好み漢學を周海和尚に學ひ皇學を阿久津周貞に就へて學ふ弘化二年三月より慶應二年まて大桑村外七ヶ村の名主役を日光奉行櫻井備中守より申付られ明治元年より同三年まて本村名主役を日光縣知事より申付らる且水戸殿本陣たる故を以て水戸宰相より苗字御免仰付られ幷に御紋付の高張弓張箱提燈を拜領し且御紋付茶筒色紙二枚扇面一枚を賞與せらる明治三年より同四年まて日光縣探索方を務む同十年十二月產馬書記に任じ同十一年九月大桑村々社平田神社外二社同郡佐下部村村社雷神社高柴新田村社八幡宮祠掌を命せらる同十八年三月本縣皇典講究分所に於て試驗を受け及第し三等假學證を授けらる氏性溫厚にして華飾を好ます餘暇あれば自ら田甫に培ひ蠶業に注目し富國の基礎に力を盡すや其名望一鄉に高し豈偉ならずや

齋藤牛松氏傳

氏か家は遠く人皇七十一代後三條天皇第三皇子輔仁親王の嫡男有仁五代の孫伊豆の國司爲經の男田代冠者信綱の胤田代六右衛門の四男田代卯之助にして下野國河内郡鹽の室村和田に生る故ありて同國摠谷郡江連家の外祖の家に掬育せらる嘉永年中同國河内郡川室新田齋藤初藏の養子となり姓を改め齋藤甚兵衛と號す實に氏か父なり母は大島杢右衛門の長女鳥子なり氏は幼より天資識性にして矯飾なく幼より學を好み川村貞輔に就き假名字を學ふ文久三年より明治二年まて周海和尚に就き漢學を修め明治十七年中阿久津周貞に就き皇學を學ふ同十八年本縣皇典講究分所に於て三等假試驗を受け及第し學證を授與せらる同廿一年より從七位早尾海雄に就き皇典學を研究し傍ら國詩を學ひ同廿六年中本縣皇典講究分所に於て再ひ試驗を受け成績により八等司業の學證を副總裁從一位久我建通より授けらる氏性溫厚篤實なる故に衆の愛敬を受け村務に從事する幾度なる哉明治九年伍長に撰せられ同十一年三月勸業擔當を申付らる同十二年七月本村四等戶長を申付られ同十四年七月本村三等戶長に進み同年同月本郡第十七番學區學務委員を兼務す同十五年二月本郡役所建築費獻金の故を以て本縣より賞狀を給はる同年同月職務勉勵の廉を以て賞與金若干を下賜せらる同十六年一月を以て戶長依願差免され同年本村々社高龗神社祠掌に推撰せられ同年八月本村農事試驗委員となる同十八年四月本村々社高龗神社祠掌を命せらる同十九年十一月本縣知事より學事奬勵に付賞扇を給はる同廿九年日本赤十字正社員に列す同三十年六月を以て明治廿七八年征清役從軍者家族扶助費を寄附せられしを以て本縣知事より賞狀を賜はる氏は斯の如く公共の事に能く心を用ひ事に偏せさるは實に至誠の貫通する處にあらすんは何そ能く衆の望みを得べけん哉

征清軍人健康戰勝御祈祭場にて詠る

神に祈り仇討はらひ君か代は常磐堅磐にいろのますべき

同平和悅に

天か下降雨やみて大君の稜威の光り世に輝してむ

小堀長十郎氏傳

氏は天保十四年十二月を以て下野國河内郡寶木村（今國本村大字寶木）に生る氏か祖は大職冠

鎌足公の遠孫從四位上下野武藏守藤原秀鄕の後胤小舘家清の末裔にして當國河内郡瓦谷村に住す后小舘を小堀と改む降りて小堀長左衛門清長の代寛文十一年松平下總守西原（今宮木の地）八百三十町歩開墾百姓取立の際第一番に該地に出張開發百姓取立役を仰付られ御用向相勤む后八ヶ年を經て宇都宮へ該地御預と成る其時該新田地庄屋役仰付られ爾來世々相勤めて氏に至る氏幼名久馬司后ち長左衛門といひ又長十郎と改む氏は幼より識性勇武にして學を好み梅園春雄に隨へ皇漢の學を研究す又福田誠好齋の門に入り擊劍を學ひ遂に心明當流の目錄を得る后又鳥居岩男に隨ひ眞心武藏流の目錄を得て大に斯道に進む明治五年三月十八日村惣代役に本村地券擔當に申付られ同六年村社々守に嘱せらる同七年五月鄕社世話係申付らる同年十二月村用係申付らる同八年四月學校内外事務擔當を命せらる同年四月戸籍擔當申付らる同九年四月第二大區三小區副戸長申付らる同年十二月戸長補申付らる同十年十月十三日を以て村社熱田神社外九社の祠掌を命せらる同十一年九月敎導職試補申付らる同十七年十二月本縣皇典講究分所に於て試驗を受け三等試驗に合格す氏の齡此時四十一年一ヶ月なり同十八年二月訓導に補せらる同十九年六月同郡長岡村々社高龗神社祠掌兼務を命せらる同年七月權少講義に同廿一年八月少講義に昇る同廿一年十二月惣代を兼務し同廿二年本村役場書記を兼ぬ同卅一年二月少敎正に累進す其他惟神敎會禊社世話係に御嶽敎魂心敎社長に擔任敎師に出雲大社敎取締に敎會長に墓地管理者に衛生委員長に尋常高等小學校新築委員及評議委員に同寄附金募集委員に推撰せられしも一も辭せすして氏は諸般の事に懇篤慇懃に勉勵せしを以て本村役場より再三回の賞金を與へらる殊に明治三十年三月十日を以て數年の間役場吏員勤續の功を賞し退隱料として若干の金員を支給せらる吁氏は皆切實心肝より盡さゝるはなし故に衆の愛敬を受く嘗て神社及ひ學校其他の新築事業等には惜ます金員を投し公共の事に心を用ひ能く中庸の節を守る人といふべし

小田切光信氏傳

氏は文久元年五月十六日を以て下野國河内郡針谷村（今宇都宮市大字針谷）に生る父を山口權太郎といひ氏は其二男なり明治十二年七月三十日出て宇都宮町（今宇都宮市）大字戸祭小田切家を繼く養父は小田切伊豆督義尊にて甲州巨摩郡御嶽山金櫻神社の神主たり

該神社講社取扱の爲め爰に出張して遂に一戸をなす氏は其跡を繼き益々敬神の意を專らにせり氏幼より學を好み池田艶に就き潛心皇漢の學を修め大に得る處あり明治十二年五月一身講社取締となり同十五年同講社の副社長に轉ず同十八年五月權少講義に補し同十九年三月御嶽魂心講社長となり同年十二月一身講社長に進み同廿一年八月少講義に累進す同廿六年一月を以て下野國河内郡宇都宮町大字戸祭村社高龗神社兩掌を認可せらる噫氏は幼より敬神の志篤く又農事熱心にして鋤犁を揮ふの外常に斯道に刻苦せり故に衆に推されて神職に上るや資性溫厚謙遜の心深く加ふるに沈深にして毫も人に傲るの意なし滋勗勉其德を博ふせられんことを

贊助員名錄

順次不同

宇都宮市

河内郡

特別子爵　戸田忠友君　特別栃木縣屬神社係　後藤金錄君

鄉社羽黒山神社々司　笹沼稻太郎君

鄉社雀宮神社々掌　中川義信君

村社星宮神社々掌　栗原千族君

無格社菅原神社々掌　重田敬君

村社白山神社々掌　中里乙吉君

村社高龗神社々掌　小林清一郎君

村社砥上神社々掌　佐藤高吉君

村々貴船神社々掌　福田彌惣次君

特別鄉社白鷺神社社司　上野喜重君

鄉社智賀津神社々司　外鯨升君

鄉社高龗神社々司　關根友三郎君

鄉社羽黒神社々掌　土谷鐵衛君

村社高男神社々掌　阿久津周貞君

村社高男神社々掌　河内主善君

村社高龗神社々掌　石鉈主馬君

村社西岡大神社外八社々掌　小堀長十郎君

村社平田神社々掌　手塚源一郎君

村社高尾神社々掌　佐藤高吉君

村社高男神社々掌　狐塚小三郎君

村社鳴雷神社　々掌　萱生英尊君
村社稻荷神社　々掌　相澤藏人君
村社高龍神社　々掌　齋藤牛松君
村社日吉神社　々掌　大柿福壽君
村社高龍神社　々掌　手塚多門君
村社高龍神社　々掌　小田切光信君
村社大塚神社　々掌　宇梶竹三郎君
村社五所神社　々掌　山崎清十郎君
村社平出神社　々掌　水沼啓三郎君
村社阿蘇神社　々掌　多田民治君

116
194

明治三十五年七月二十日印刷
明治三十五年八月三十日發行
（不許轉載）

編輯兼發行者　風山廣雄
栃木縣芳賀郡逆川村大字小山七番地

印刷者　近藤圭造
東京市麴町區飯田町五丁目二十六番地

印刷所　皇典講究所印刷部
東京市麴町區飯田町五丁目二十六番地

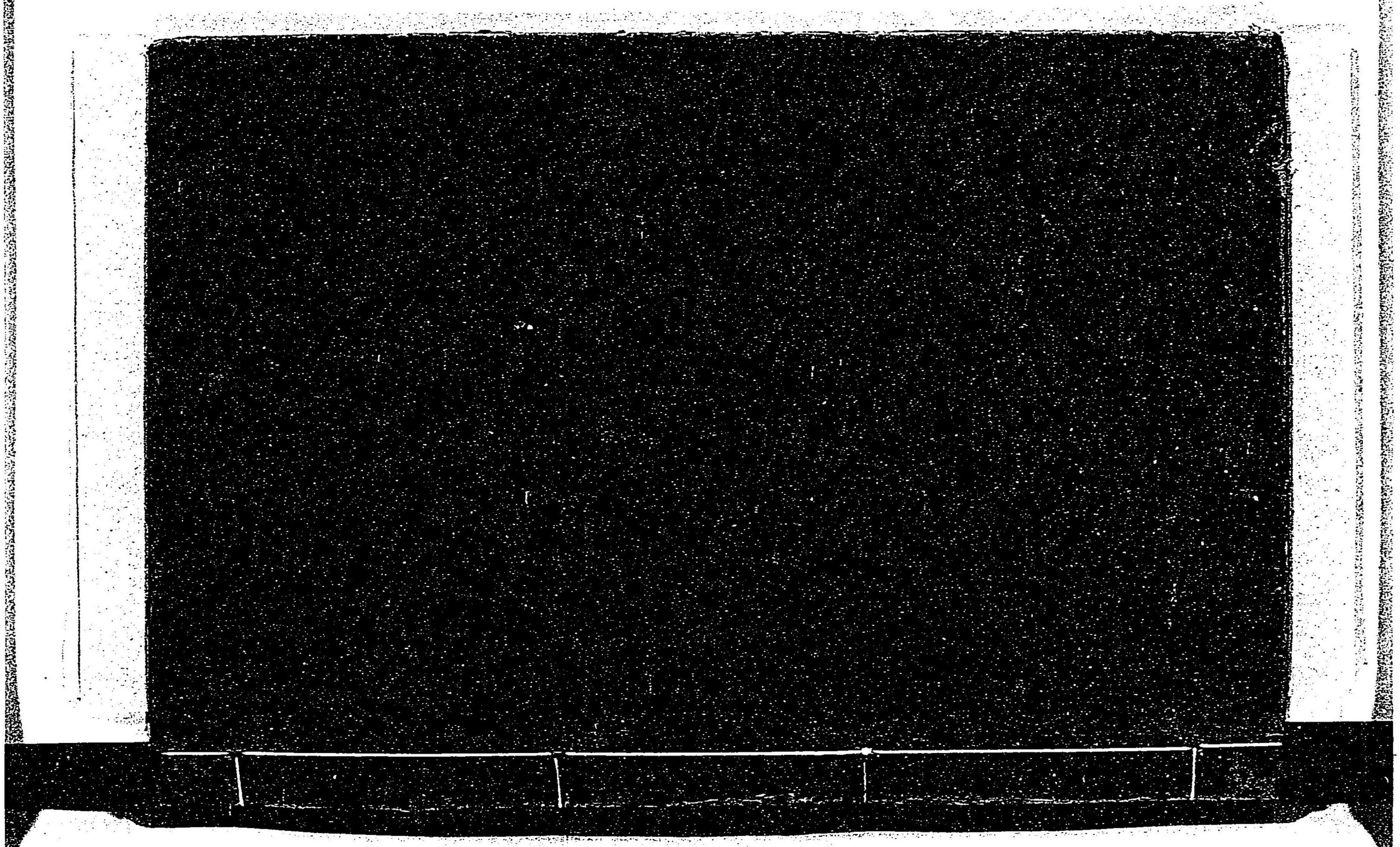

116
194

平型關戰史

卷之五